

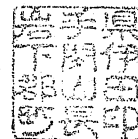
様式第2号 (第2関係)

企財第288号

平成24年3月31日

沿岸広域振興局長 中村 一郎 様

山田町長 沼崎 喜一



緊急雇用創出事業実績報告書

平成23年度緊急雇用創出事業が完了しましたので、下記のとおり実績を報告します。

記

1 内訳

- (1) 別紙4-1 (緊急雇用事業実績一覧表 (平成23年度))
- (2) 別紙4-2 (重点分野雇用創出事業実績一覧表 (平成23年度))
- (1) 別紙4-3 (地域人材育成事業実績一覧表 (平成23年度))



緊急雇用事業実績一覧表(平成23年度)

(単位:円、%)

整理番号	実施区分	実施市町村名	事業区分	分野区分	委託先区分	委託先名称	事業の名称	事業内容	事業額	うち新規雇用の生業者に係る人件費(割合)		事業に従事する全労働者数	うち新規雇用の労働者数		事業額/新規雇用の労働者数
										うち人件費	(割合)		うち新規雇用の労働者数	うち雇用雇用者の人数	
1	2	山田町	2	10			町立図書館図書整備事業	町立図書館及び他施設に保管している蔵書を正確に調査し、図書台帳のデータ化を行う。各学校建物周辺の環境整備等の施設管理及び管理作業に伴う軽微な工種を行う。	2,920,541	2,878,081	98.5	4	4	100.0	730,135
2	2	"	2	10			学校施設整備等事業	特定健康診査実施に向け、対象者の所在確認、健康診査場の確保を行う。	6,016,989	3,158,780	52.5	2	2	100.0	3,008,495
3	2	"	2	1			特定健康診査体制整備事業	震災により学区外に入居した児童生徒の安全な通学のためスクールバスを運行する。送迎時間外は臨時教員として学校の維持管理等に	1,288,067	1,288,067	100.0	1	1	100.0	1,288,067
4	2	"	1	10			児童生徒通学バス運行等事業		4,418,625	3,668,273	83.0	3	3	100.0	1,472,875
臨時職員の雇用に関する経費															
周知・広報及び管理運営等に要する経費															
									14,844,222	10,993,201	75.1	10	10	100.0	1,464,422
合計															

(注)1. 整理番号順、実施区分順、事業区分順及び分野区分順には、緊急雇用事業計画総括表に記載した当該事業の番号を記載すること。

2. 委託先区分順には、次の順当する番号を記載すること。

(委託先区分) 1:民間企業 2:NPO法人 3:その他

3. 新規雇用の労働者の人数の割合は、事業に従事する全労働者数に対する割合を記載すること(小数第二位四捨五入)

4. 経費内容の種別となる番号を事業欄にまとめて添付すること。

5. 当該年度に市町村が自らの財源により上積みした事業の内容及び事業額について任意の様式により作成し、本様式に添付すること。

6. 周知・広報及び管理運営等に要する経費については、3月末までに要した経費について計上するとともに、併せてその支出状況を明らかにする書類を添付すること。

591  
785,900,829-

重点分野雇用創出事業実績一覧表(平成23年度)

整理番号	実施区分	実施市町村名	事業区分	分野区分	委託先区分	委託先名称	事業の名称	事業内容	事業額	うち新規雇用の失業に係る人員費(割合)		事業に就労する全労働者数	うち新規雇用の失業者の人数(割合)		事業額/新規雇用の失業者数
										うち人件費	うち新規雇用の失業に係る人員費		うち新規雇用の失業者の人数	うち新規雇用の失業者の人数	
1	2	山田町	1	5	1	宮古地方森林組合	町有林区域明確化事業	町有林区域に標柱を設置し、所在箇所の図面作成及び立木育成状況の調査を行う。	9,701,728	6,427,187	66.2	4	3	75.0	3,233,909
2	2	"	2	1			「気になる子」に対する発達支援事業	公立保育園において保育士等の常勤職員を加配し、「気になる子」に対する個別指導を行い児童の発達支援並びに家庭との連携・支援を行う。	4,418,169	4,418,169	100.0	4	3	75.0	1,472,723
3	2	"	2	災害対応			避難所における子どもの一時預かり事業	避難所である公立保育園において、乳幼児の一時預かりを行うとともに、家庭との連携・支援を行う。	14,697,837	14,697,837	100.0	11	11	100.0	1,336,167
4	2	"	2	災害対応			児童生徒の安心サポート事業	被災児童の放課後の居場所を確保し、心的ストレスの解放と精神的な安定による心のケア等を行う。	7,958,979	7,750,227	97.4	11	11	100.0	723,544
5	2	"	1	災害対応	1	山田町商工会	商工業災害復旧対策事業	東日本大震災で被災した商工業の状況調査、復旧に係る情報提供、融資等の相談会を行う。	3,901,797	3,410,783	87.4	2	2	100.0	1,950,899
6	2	"	2	災害対応			山田町臨時職員雇用事業	東日本大震災で増加した事務補助等を行う。	23,261,218	23,261,218	100.0	25	25	100.0	930,449
7	2	"	1	災害対応	1	三陸やまだ漁業協同組合	山田魚市場復興支援事業	東日本大震災により被災した山田魚市場の再建が必要であり、秋サケの漁期をめぐりとした市場機能の復旧作業を行う。	4,351,254	4,351,254	100.0	3	3	100.0	1,450,418
8	2	"	1	災害対応	3	山田町観光協会	カキ小屋復興支援事業	東日本大震災により滅失したカキ小屋の復興を図り、観光客誘致の推進及びカキ等水産物の消費拡大を図る。	2,173,953	2,184,317	100.5	3	3	100.0	724,651
9	2	"	1	災害対応	3	BG浦の浜会	観光施設等復興支援事業	東日本大震災により被害を受けた観光施設等のがれきり撤去及び環境美化を行う。	7,486,442	4,491,549	60.0	10	6	60.0	1,247,740
10	2	"	2	災害対応			高齢者・介護保険等相談事業	高齢者及び高齢者のいる世帯を対象に介護保険をはじめとした各種相談に応じる。	1,883,583	1,883,583	100.0	1	1	100.0	1,883,583
11	2	"	2	災害対応			下水道施設の不透明防止対策事業	東日本大震災により被災した下水道公共施設及び止水キヤップの設置を行う。	3,390,000	2,697,228	79.6	6	6	100.0	565,000
12	2	"	2	災害対応			避難所等環境衛生及び栄養対策事業	各避難所での感染症対策及び清掃活動を行う。	11,509,466	11,509,466	100.0	10	10	100.0	1,150,947
13	2	"	1	5	3	農事組合法人 エコファーム山田	耕作放棄地解消事業	沿岸広域振興作物の「キューリ」等を栽培し、耕作放棄地の解消を進める。	10,890,160	7,092,314	65.1	5	4	80.0	2,722,540
14	2	"	1	災害対応	1	三陸やまだ漁業協同組合 船越湾漁業協同組合	山田の漁業復興対策支援事業	東日本大震災によるがれきりや漂流物の処分、片付け等を行う。	95,826,336	94,392,900	98.5	689	689	100.0	139,080

(単位:円、%)

15	2	1	3	社会福祉法人 山田町社会福祉協議会	災害ボランティアセンター活動推進事業	避難所において子どもや高齢者の見守り、介護、被災地等の治安確保のためのハトロール、被災地の環境美化等を行う。	35,000,640	26,486,338	26,486,338	75.7	27	27	100.0	27	1,286,320
16	2	2			戸籍電算システム導入事業	戸籍簿の点検や補修作業を行うとともに、事業着手後の戸籍訂正や住民への告知等を行う。	3,344,607	3,344,607	3,344,607	100.0	2	2	100.0	2	1,672,304
17	2	1	1	三陸やまた漁業協同組合	町内さけ人工ふ化場復興業務委託事業	東日本大震災により被災したさけの人口ふ化場を復旧し、捕獲及び採卵業務の体制を構築しサケの来産に備える。	11,689,907	11,190,527	11,190,527	95.7	11	11	100.0	11	1,062,719
18	2	2			町道環境美化事業	東日本大震災により被災した町道側溝の汚れ処理を行い、環境美化を図る。	58,240,598	49,705,500	33,151,500	56.9	119	119	100.0	119	489,417
19	2	1	2	NPO法人大雪りばあねっと	山田町災害復興支援事業	物資センター運営、防犯パトロール、ボランティアセンター運営支援、観光の振興、復興のための人材育成、災害対応、支援要員の育成を行う。	430,486,582	231,728,490	219,703,033	51.0	149	144	96.6	144	2,989,490
20	2	2			支所窓口業務事業	震災後の戸籍の届出の急増により、戸籍経験者の本町勤務が不可欠となるため、非常勤職員を支所に配置して、業務の効率化を図る。	720,000	720,000	720,000	100.0	1	1	100.0	1	720,000
21	2	1	1	社会福祉法人 山田町社会福祉協議会	町民福祉バス運行事業	震災から半年が経過し、福祉バスの利用の要望が日増しに強くなっており、福祉バスの運行により、福祉団体、スポーツ少年団、小中学校等の活動を支援する。	2,276,700	2,276,700	2,276,700	100.0	2	2	50.0	1	2,276,700
22	2	1	1	山田町観光協会	公民館活動支援事業	中央公民館大ホール運営には専門知識が必要であることから、それらを有した技術者を派遣してもらい、公民館活動の円滑化を図る。	2,457,464	2,212,997	2,212,997	90.1	2	2	100.0	2	1,228,732
23	2	2			芸術・文化団体活動支援事業	中央公民館大ホールスタッフを雇用し、芸術・文化団体の展示や発表会等の開催支援を行う。	1,472,743	1,464,093	1,464,093	99.4	3	3	100.0	3	490,914
24	2	1	1	社会福祉法人 親和会	介護雇用プログラム	障害福祉施設で働きながらホームヘルパー2級取得のための講座を受講させ、介護現場での雇用拡大を目指す。	11,239,837	11,239,337	8,937,600	79.5	4	4	100.0	4	2,809,834
周知・広報及び管理運営等に要する経費															
合 計							758,379,500	533,552,497	488,055,427	65.7	1,104	1,091	98.8	1,091	685,123

2

(注)1. 整理番号欄、実施区分欄、事業区分及び分野区分欄には、重点分野別計画実施済に取組んだ当該事業の番号を記載すること。  
 2. 委託先区分欄には、次の該当する番号を記載すること。  
 【委託先区分】 1:民間企業 2:NPO法人 3:その他  
 3. 新規雇用の人数の割合は、事業に従事する全労働者数に対する割合を記載すること(小数第二位四捨五入)  
 4. 社歴内部の格差となる期間を事業期にまとめて添付すること。  
 5. 当該年度に市町村が自らの財源により上開した事業の内容及び事業期について任意の様式により作成し、本様式に添付すること。  
 6. 周知・広報及び管理運営等に要する経費については、9月末までに要した経費について計上するとともに、併せてその支出状況を明らかにする書類を添付すること。





# 経費支出内訳書

[緊急雇用創出事業]

npo drn 山田町災害復興支援隊

	金 額	区 分	金 額	内 訳																														
人 件 費	231,728,490 円	新規雇用の 失業者に係 る人件費	219,703,033 円																															
		その他の5 人の件費	12,025,457 円																															
人 件 費 以 外 の 経 費	198,758,092 円	/	/	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>運賃</td><td style="text-align: right;">520,909 円</td></tr> <tr><td>制服費</td><td style="text-align: right;">4,353,245 円</td></tr> <tr><td>借り上げ料</td><td style="text-align: right;">576,769 円</td></tr> <tr><td>燃料費</td><td style="text-align: right;">6,047,133 円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td style="text-align: right;">6,670,410 円</td></tr> <tr><td>通信費</td><td style="text-align: right;">32,699 円</td></tr> <tr><td>消耗品</td><td style="text-align: right;">9,616,954 円</td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td style="text-align: right;">414,573 円</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td style="text-align: right;">2,882,192 円</td></tr> <tr><td>新聞図書費</td><td style="text-align: right;">91,405 円</td></tr> <tr><td>研修費</td><td style="text-align: right;">6,243,704 円</td></tr> <tr><td>賃借費</td><td style="text-align: right;">649,700 円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td style="text-align: right;">250,946 円</td></tr> <tr><td>材料費</td><td style="text-align: right;">61,992,845 円</td></tr> <tr><td>リース料</td><td style="text-align: right;">98,414,608 円</td></tr> </table>	運賃	520,909 円	制服費	4,353,245 円	借り上げ料	576,769 円	燃料費	6,047,133 円	旅費交通費	6,670,410 円	通信費	32,699 円	消耗品	9,616,954 円	水道光熱費	414,573 円	修繕費	2,882,192 円	新聞図書費	91,405 円	研修費	6,243,704 円	賃借費	649,700 円	支払手数料	250,946 円	材料費	61,992,845 円	リース料	98,414,608 円
運賃	520,909 円																																	
制服費	4,353,245 円																																	
借り上げ料	576,769 円																																	
燃料費	6,047,133 円																																	
旅費交通費	6,670,410 円																																	
通信費	32,699 円																																	
消耗品	9,616,954 円																																	
水道光熱費	414,573 円																																	
修繕費	2,882,192 円																																	
新聞図書費	91,405 円																																	
研修費	6,243,704 円																																	
賃借費	649,700 円																																	
支払手数料	250,946 円																																	
材料費	61,992,845 円																																	
リース料	98,414,608 円																																	
合 計	430,486,582 円	/	/																															

収 入	0 円	/	/	
--------	-----	---	---	--

総 計	430,486,582 円	/	/	
--------	---------------	---	---	--

人件費割合(人件費/総計・合計)	51.02%(小数点第2位以下切捨)
------------------	--------------------

労働者一覧表

事業名:緊急雇用創出事業

npo drn 山田町災害復興支援隊

	社員番号	氏名	雇用開始日	雇用終了日	備考 (退職理由等)	性別	年齢 採用時
1	001101	████████	平成23年8月1日	平成24年3月31日		男性	65才
2	001102	████████	平成23年8月1日	平成24年3月31日		男性	61才
3	001103	████████	平成23年8月1日	平成24年3月31日		女性	18才
4	001104	████████	平成23年8月1日	平成24年3月31日		女性	62才
5	001105	████████	平成23年8月1日	平成24年3月31日		男性	43才
6	001106	████████	平成23年8月1日	平成24年3月31日		男性	40才
7	001107	████████	平成23年8月22日	平成24年3月31日		女性	32才
8	001108	████████	平成23年8月22日	平成24年3月31日		女性	52才
9	001109	████████	平成23年8月1日	平成24年1月12日	一身上の都合	女性	27才
10	001110	████████	平成23年8月1日	平成24年3月31日		女性	24才
11	001111	████████	平成23年8月1日	平成24年3月31日		女性	39才
12	001112	████████	平成23年6月16日	平成24年3月31日		女性	42才
13	001113	████████	平成23年6月1日	平成24年1月12日	一身上の都合	女性	18才
14	001114	████████	平成23年6月1日	平成24年3月31日		男性	19才
15	001115	████████	平成23年6月1日	平成24年3月31日		男性	18才
16	001116	████████	平成23年8月1日	平成24年3月31日		男性	48才
17	001117	████████	平成23年8月1日	平成24年3月31日		男性	45才
18	001118	████████	平成23年8月1日	平成24年3月31日		女性	34才
19	001119	████████	平成23年8月1日	平成23年9月30日	一身上の都合	女性	33才
20	001120	████████	平成23年6月1日	平成24年3月31日		男性	60才
21	001121	████████	平成23年7月25日	平成24年1月31日	一身上の都合	女性	51才
22	001122	████████	平成23年8月1日	平成24年3月31日		女性	33才
23	001123	████████	平成23年8月19日	平成24年1月12日	一身上の都合	男性	18才
24	001201	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	36才
25	001202	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	44才
26	001203	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	32才
27	001204	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	45才
28	001205	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	39才
29	001206	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	44才
30	001207	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	30才



労働者一覧表

事業名: 緊急雇用創出事業

npo drn 山田町災害復興支援隊

	社員番号	氏名	雇用開始日	雇用終了日	備考 (退職理由等)	性別	年齢 採用時
31	001208	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	53才
32	001209	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	40才
33	001210	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	51才
34	001211	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	60才
35	001212	████████	平成23年9月1日	平成23年9月13日	一身上の都合	女性	35才
36	001213	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	56才
37	001214	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	32才
38	001215	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	49才
39	001216	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	52才
40	001217	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	52才
41	001218	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	49才
42	001219	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	39才
43	001220	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	40才
44	001221	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	40才
45	001222	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	38才
46	001223	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	36才
47	001224	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	39才
48	001225	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	45才
49	001226	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	27才
50	001227	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	38才
51	001228	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	25才
52	001229	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	61才
53	001230	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	57才
54	001231	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	53才
55	001232	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	25才
56	001233	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	25才
57	001234	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		女性	45才
58	001235	████████	平成23年9月7日	平成24年3月31日		男性	41才
59	001236	████████	平成23年9月7日	平成24年3月31日		女性	49才
60	001237	████████	平成23年9月13日	平成24年3月31日		男性	50才

労働者一覧表

事業名:緊急雇用創出事業

npo drn 山田町災害復興支援隊

	社員番号	氏名	雇用開始日	雇用終了日	備考 (退職理由等)	性別	年齢 採用時
61	001238	████████	平成23年9月14日	平成24年3月31日		男性	44才
62	001239	████████	平成23年9月19日	平成24年3月31日		女性	37才
63	001240	████████	平成23年9月1日	平成24年3月31日		男性	46才
64	001241	████████	平成23年9月22日	平成24年3月31日		女性	56才
65	001242	████████	平成23年9月25日	平成24年3月31日		男性	42才
66	001243	████████	平成23年9月26日	平成24年3月31日		男性	42才
67	001244	████████	平成23年9月26日	平成24年3月31日		女性	48才
68	001245	████████	平成23年9月26日	平成24年3月31日		男性	45才
69	001301	████████	平成23年10月1日	平成24年3月31日		男性	31才
70	001302	████████	平成23年9月30日	平成24年3月31日		男性	49才
71	001303	████████	平成23年10月2日	平成23年12月27日	一身上の都合	女性	30才
72	001304	████████	平成23年10月2日	平成24年3月31日		女性	24才
73	001305	████████	平成23年10月2日	平成24年3月31日		女性	23才
74	001306	████████	平成23年10月26日	平成24年3月31日		女性	50才
75	001307	████████	平成23年10月26日	平成24年3月31日		女性	39才
76	001309	████████	平成23年10月3日	平成24年3月31日		女性	55才
77	001310	████████	平成23年10月4日	平成24年3月31日		男性	53才
78	001311	████████	平成23年10月1日	平成24年3月31日		男性	26才
79	001312	████████	平成23年10月1日	平成24年3月31日		女性	51才
80	001313	████████	平成23年10月4日	平成24年3月31日		女性	38才
81	001314	████████	平成23年10月1日	平成24年3月31日		女性	23才
82	001315	████████	平成23年10月7日	平成24年3月31日		男性	61才
83	001316	████████	平成23年10月8日	平成24年3月31日		女性	55才
84	001317	████████	平成23年10月14日	平成24年3月31日		女性	43才
85	001318	████████	平成23年10月17日	平成24年3月31日		男性	36才
86	001319	████████	平成23年10月18日	平成24年3月31日		女性	50才
87	001320	████████	平成23年10月19日	平成24年3月31日		女性	30才
88	001321	████████	平成23年10月19日	平成24年3月31日		女性	47才
89	001322	████████	平成23年10月20日	平成24年3月31日		女性	36才
90	001323	████████	平成23年10月24日	平成24年3月31日		女性	41才

労働者一覧表

事業名: 緊急雇用創出事業

npo drn 山田町災害復興支援隊

	社員番号	氏名	雇用開始日	雇用終了日	備考 (退職理由等)	性別	年齢 採用時
91	001324	████████	平成23年10月21日	平成24年1月12日	一身上の都合	男性	62才
92	001325	████████	平成23年11月1日	平成24年3月31日		女性	32才
93	001326	████████	平成23年10月28日	平成24年3月31日		男性	27才
94	001399	████████	平成23年10月20日	平成24年2月29日	一身上の都合	男性	51才
95	001401	████████	平成23年11月1日	平成24年3月31日		男性	53才
96	001402	████████	平成23年11月1日	平成24年3月31日		男性	24才
97	001403	████████	平成23年11月1日	平成24年3月31日		男性	26才
98	001404	████████	平成23年11月1日	平成24年3月31日		女性	33才
99	001405	████████	平成23年11月1日	平成24年3月31日		男性	66才
100	001406	████████	平成23年11月1日	平成24年3月31日		女性	31才
101	001407	████████	平成23年11月1日	平成24年3月31日		女性	39才
102	001408	████████	平成23年11月11日	平成24年3月31日		女性	25才
103	001409	████████	平成23年11月1日	平成24年3月31日		女性	28才
104	001410	████████	平成23年11月1日	平成24年1月15日	一身上の都合	男性	31才
105	001411	████████	平成23年11月2日	平成24年3月31日		女性	19才
106	001412	████████	平成23年11月10日	平成24年3月31日		男性	50才
107	001413	████████	平成23年11月10日	平成24年3月31日		女性	59才
108	001414	████████	平成23年11月10日	平成24年3月31日		女性	56才
109	001415	████████	平成23年11月11日	平成24年3月31日		女性	26才
110	001416	████████	平成23年11月9日	平成24年3月31日		女性	15才
111	001417	████████	平成23年11月24日	平成24年3月31日		男性	19才
112	001418	████████	平成23年11月24日	平成24年3月31日		女性	57才
113	001419	████████	平成23年11月24日	平成24年3月31日		女性	42才
114	001501	████████	平成23年12月1日	平成24年3月31日		男性	43才
115	001502	████████	平成23年12月1日	平成24年3月31日		女性	26才
116	001503	████████	平成23年12月1日	平成24年3月31日		男性	19才
117	001504	████████	平成23年12月1日	平成24年3月31日		女性	23才
118	001505	████████	平成23年12月2日	平成24年3月31日		女性	60才
119	001506	████████	平成23年12月12日	平成24年3月31日		女性	58才
120	001507	████████	平成23年12月2日	平成24年3月31日		女性	50才

労働者一覧表

事業名: 緊急雇用創出事業

npo drn 山田町災害復興支援隊

	社員番号	氏名	雇用開始日	雇用終了日	備考 (退職理由等)	性別	年齢 採用時
121	001508	██████████	平成23年12月5日	平成24年3月31日		女性	42才
122	001509	██████████	平成23年12月1日	平成24年3月31日		女性	63才
123	001510	██████████	平成23年12月19日	平成24年3月31日		女性	54才
124	001511	██████████	平成23年12月19日	平成24年3月31日		女性	47才
125	001512	██████████	平成23年12月19日	平成24年3月31日		女性	58才
126	001513	██████████	平成23年12月19日	平成24年2月29日	一身上の都合	男性	30才
127	001514	██████████	平成23年12月19日	平成24年3月31日		女性	50才
128	001515	██████████	平成23年12月19日	平成24年3月31日		女性	55才
129	001601	██████████	平成24年1月2日	平成24年3月31日		女性	27才
130	001602	██████████	平成24年1月12日	平成24年3月31日		男性	45才
131	001603	██████████	平成24年1月12日	平成24年3月31日		女性	49才
132	001604	██████████	平成24年1月12日	平成24年3月31日		女性	27才
133	001605	██████████	平成24年1月12日	平成24年3月31日		女性	55才
134	001606	██████████	平成24年1月14日	平成24年3月31日		男性	28才
135	001607	██████████	平成24年1月14日	平成24年3月31日		男性	28才
136	001608	██████████	平成24年1月16日	平成24年3月31日		男性	52才
137	001609	██████████	平成24年1月19日	平成24年3月31日		男性	31才
138	001610	██████████	平成24年1月23日	平成24年3月31日		男性	63才
139	001611	██████████	平成24年1月23日	平成24年3月31日		男性	32才
140	001612	██████████	平成24年1月23日	平成24年3月31日		女性	57才
141	001613	██████████	平成24年1月23日	平成24年3月31日		男性	52才
142	001614	██████████	平成24年1月23日	平成24年3月31日		男性	43才
143	001615	██████████	平成24年1月23日	平成24年3月31日		男性	34才
144	001616	██████████	平成24年1月24日	平成24年3月31日		女性	34才
145	001701	██████████	平成24年2月1日	平成24年3月31日		男性	27才
146	001702	██████████	平成24年2月1日	平成24年3月31日		男性	53才
147	001703	██████████	平成24年2月1日	平成24年3月31日		男性	64才
148	001704	██████████	平成24年2月1日	平成24年3月31日		男性	32才
149	001705	██████████	平成24年2月1日	平成24年3月31日		男性	58才
150	001706	██████████	平成24年2月1日	平成24年3月31日		男性	22才

# 労働者一覧表

事業名: 緊急雇用創出事業

npo drn 山田町災害復興支援隊

	社員番号	氏名	雇用開始日	雇用終了日	備考 (退職理由等)	性別	年齢 採用時
151	001707	██████████	平成24年2月20日	平成24年3月31日		男性	22才
152	001708	██████████	平成24年2月20日	平成24年3月31日		男性	46才
153	001709	██████████	平成24年3月23日	平成24年3月31日		男性	28才

# 労働者一覧表

事業名:緊急雇用創出事業

npo drn 山田町災害復興支援隊

001002	████████	平成23年6月1日	平成24年3月31日		女	29才
001003	████████	平成23年6月1日	平成24年3月31日		女	19才
010000	████████	平成23年10月16日	平成24年3月31日		女	31才
010001	████████	平成23年10月1日	平成24年3月31日		女	50才
010002	████████	平成24年1月4日	平成24年3月31日		女	64才

人件費

177,977,064

適 用	金 額	摘 要	日 付	伝票No.
人件費	448,000	6月人件費	2011/7/15	000097
	526,000	7月人件費	2011/8/15	010024
	4,141,000	8月人件費	2011/9/14	010033
	11,652,000	9月人件費	2011/10/13	010046
	18,672,000	10月人件費	2011/11/15	010057
	19,152,000	11月人件費	2011/12/14	010066
	28,735,570	12月人件費	2012/1/17	010075
	5,694,553	賞与	2011/12/28	010071
	28,464,281	1月人件費	2012/2/14	010088
	29,511,480	2月人件費	2012/3/15	010104
	30,980,180	3月人件費	2012/4/15	000563

保険料

41,725,969

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
保険料	1,387,500	保険料	2011/10/11	000549
	2,000,000	6月～10月保険料	2011/12/9	000550
	8,726,101		2012/2/7	010083
	5,145,891	11月保険料	2012/2/7	010083
	5,870,642	12月保険料	2012/2/7	010083
	6,085,712	1月保険料	2012/2/29	010096
	6,163,226	2月保険料	2012/4/17	000563
	6,346,897	3月保険料	2012/5/2	000563



## 監督人件費

12,025,457

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
監督人件費	538,000	6月監督人件費	2011/7/15	000097
	602,000	7月監督人件費	2011/8/15	000098
	682,000	8月監督人件費	2011/9/15	000099
	810,000	9月監督人件費	2011/10/15	000100
	1,323,000	10月監督人件費	2011/11/15	010057
	1,365,000	11月監督人件費	2011/12/15	010067
	1,262,097	12月監督人件費	2012/1/12	010074
	464,600	賞与	2011/12/28	010071
	1,631,510	1月監督人件費	2012/2/14	010088
	1,653,990	2月監督人件費	2012/3/14	010103
	1,693,260	3月監督人件費	2012/4/15	000563

運賃

520,909

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
運賃	510	切手	2011/10/30	000152
	800	切手	2011/10/30	000152
	350	切手	2011/10/30	000152
	12,340	ヤマト運輸送料	2011/10/30	000154
	107,299	輸入送料(救命胴衣)	2011/10/30	000154
	6,000	佐川運輸送料	2011/10/30	000154
	4,790	ヤマト運輸送料	2011/10/30	000154
	7,455	ヤマト運輸送料	2011/11/15	010057
	500	ヤマト運輸送料	2011/11/29	000191
	2,930	ヤマト運輸送料	2011/11/29	000191
	10,260	ヤマト運輸送料	2011/11/29	000191
	800	切手	2011/12/12	000186
	42,230	ヤマト運輸送料	2011/12/12	000192
	22,770	ヤマト運輸送料	2011/12/27	000441
	28,350	宮澤商店送料	2012/1/6	000195
	440	切手	2012/1/7	000403
	1,740	ゆうパック	2012/1/10	000450
	180	切手	2012/1/10	000478
	1,500	ハガキ代金	2012/1/15	000479
	510	切手	2012/1/16	000404
	4,635	輸入送料	2012/1/17	000405
	80,200	ナカニシソウゴウウシユ	2012/1/18	010076
	21,970	ヤマト運輸送料	2012/1/26	000442
	7,920	ヤマト運輸送料	2012/1/26	000442
	4,620	ヤマト運輸送料	2012/1/27	000406
	5,145	ヤマト運輸送料	2012/1/27	000406
	950	ヤマト運輸送料	2012/1/27	000498
	500	切手	2012/1/30	000407
	90	切手	2012/1/31	000408
	480	切手	2012/1/31	000408
	7,520	切手	2012/2/6	000190

	48,880	ヤマト運輸送料	2012/2/8	000327
	17,260	ヤマト運輸送料	2012/2/8	000327
運賃	32,200	ヤマト運輸送料	2012/2/8	000327
	1,680	切手	2012/2/10	000483
	1,680	特定郵便	2012/2/10	000499
	1,600	切手	2012/2/21	000487
	1,600	切手	2012/2/22	000488
	200	切手	2012/2/22	000488
	900	切手	2012/3/22	000489
	17,150	ヤマト運輸送料	2012/2/29	000424
	360	切手代	2012/3/1	000460
	3,150	ヤマト運輸送料	2012/3/8	000425
	2,310	ヤマト運輸送料	2012/3/21	000443
	5,420	ヤマト運輸送料	2012/3/21	000443
	735	ヤマト運輸送料	2012/3/21	000443

制服費

4,353,245

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
制服費	91,139	制服費(パタゴニア)	2011/7/26	000094
	82,521	制服費(パタゴニア)	2011/8/26	010027
	11,195	制服費(ブーニーハット×5)	2011/9/7	000090
	24,950	制服費(ブーニーハット×10)	2011/10/3	000092
	680,400	制服費(パタゴニア)	2011/10/5	010042
	288,750	制服費(パタゴニア)	2011/10/5	010042
	2,151,318	制服費(パタゴニア)	2011/10/12	010045
	28,875	制服費(パタゴニア)	2011/10/27	010050
	38,850	制服費(パタゴニア)	2011/11/2	010052
	12,320	制服費(CAPTAIN TOM'S サイリウム代)	2011/11/5	000261
	18,000	制服費(CAPTAIN TOM'S ブーツ代)	2011/11/5	000261
	12,075	制服費(パタゴニア)	2011/11/8	010054
	102,832	制服費(パタゴニア作業用防寒着代)	2011/12/9	000348
	565,950	制服費(パタゴニア)	2011/12/29	000134
	58,800	制服費(パタゴニア)	2012/2/8	010084
	69,800	制服費(ベイツ)	2012/2/22	000488
	46,800	制服費(ベイツ)	2012/2/28	000491
	68,670	制服費(パタゴニア)	2012/3/2	010097

借り上げ料

576,769

適 用	金 額	摘 要	日 付	伝票No.
借り上げ料	367,403	ヒタチケンキレック	2011/12/29	010072
	84,866	ヒタチケンキ	2012/2/7	010083
	52,000	一斉搜索トラックレンタル	2012/3/3	000429
	20,000	一斉搜索トラックレンタル	2012/3/5	000430
	52,500	一斉搜索トラックレンタル	2012/3/19	000431

燃料費

6,047,133

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
燃料費	85,477	ガソリン代金	2011/6/30	000145
	52,641	ガソリン代金	2011/7/30	000146
	41,484	ガソリン代金	2011/8/30	000147
	129,149	ガソリン代金	2011/9/30	000148
	3,743	ガソリン代金	2011/10/30	000149
	6,259	ガソリン代金	2011/10/30	000149
	4,549	ガソリン代金	2011/10/30	000149
	7,468	ガソリン代金	2011/11/23	000325
	7,981	ガソリン代金	2011/11/25	000326
	3,460	ガソリン代金	2011/11/30	000221
	7,971	ガソリン代金	2011/11/30	000221
	6,000	ガソリン代金	2011/11/30	000324
	212,521	ガソリン代金	2011/12/13	010065
	367,983	ガソリン代金	2011/12/29	000134
	78,381	ガソリン代金	2011/12/31	000222
	177,840	ガソリン代金	2011/12/31	000381
	26,036	ガソリン代金	2012/1/31	000223
	17,904	ガソリン代金	2012/1/31	000401
	9,975	ガソリン代金	2012/1/31	000433
	64,312	ガソリン代金	2012/1/31	000434
	520,631	ガソリン代金	2012/2/9	010085
	586,354	ガソリン代金	2012/2/9	010085
	53,457	ガソリン代金	2012/2/12	000160
	1,509,049	ガソリン代金	2012/2/22	010093
	6,348	ガソリン代金	2012/2/23	000437
	8,800	ガソリン代金	2012/2/27	000529
	33,065	ガソリン代金	2012/2/29	000224
	60,316	ガソリン代金	2012/2/29	000335
	5,256	ガソリン代金	2012/3/3	000225
	5,616	ガソリン代金	2012/3/18	000501
	5,000	ガソリン代金	2012/3/18	000501

	7,255	ガソリン代金	2012/3/20	000438
	3,900	ガソリン代金	2012/3/22	000500
燃料費	1,789,189	ガソリン代金	2012/3/22	010106
	110,666	ガソリン代金	2012/3/25	000435
	11,871	ガソリン代金	2012/3/26	000541
	9,048	ガソリン代金	2012/3/26	000565
	10,178	ガソリン代金	2012/3/26	000565

旅費交通費 ANA  
725,740

適用	金額	摘要	伝票日付	伝票No.
旅費交通費	20,050	名古屋出張(ANA札幌～名古屋)	2011/7/17	000008
	33,000	名古屋出張(金犬くんANA株主優待券代として)	2011/7/17	000021
	43,500	名古屋出張(ANA名古屋～旭川)	2011/7/18	000011
	74,000	名古屋出張(ANA旭川～名古屋)	2011/9/23	000006
	39,600	名古屋出張(ANA 札幌⇒名古屋)	2011/9/23	000504
	28,700	名古屋出張(ANA 名古屋⇒仙台)	2011/9/25	000505
	22,000	潜水研修(金犬くん■■■■店ANA株主優待券代として)	2011/10/3	000023
	61,100	福岡出張(ANA 札幌→福岡)	2011/10/5	000283
	74,200	福岡出張(ANA福岡～大阪)	2011/10/6	000009
	83,740	福岡出張(■■■■■■■■■■ 東京→福岡)	2011/11/20	000291
	30,550	福岡出張(福岡→札幌)	2011/11/22	000292
	30,550	福岡出張(福岡→札幌)	2011/11/22	000292
	21,600	福岡出張(チケットふくおか 航空券代)	2011/11/22	000292
	16,450	名古屋出張(チケットマート 切符代)	2011/12/17	000246
	15,600	名古屋出張(ANA仙台→名古屋(岡田栄悟))	2011/12/21	000552
	30,900	名古屋出張(ANA 名古屋→仙台)	2011/12/23	000305
	17,600	激安チケット チケット代	2012/2/23	000165
	24,000	金券ショップ■■■■店 ANA株主優待券代	2012/2/23	000165
	42,600	北海道出張(ANA 仙台→札幌)	2012/2/24	000289
	16,000	有限会社■■■■■■■■■■ ANA株主優待券代	2012/2/27	000314



旅費交通費 JAL  
695,560

適用	金額	摘要	伝票日付	伝票No.
旅費交通費	94,000	北海道応援隊旅費2名(日本航空札幌→花巻)	2011/8/23	000022
	41,670	東京出張(日本航空 東京空港支店北ウイング)	2011/9/15	000027
	33,840	東京出張(日本航空 千歳空港支店)	2011/9/17	000235
	34,670	東京出張(JAL東京→千歳)	2011/10/3	000510
	21,800	北海道応援隊員(●●●さんAIRDO 札幌→仙台)	2011/10/6	000238
	25,300	北海道応援隊(●●●さん花巻→千歳)	2011/10/9	000024
	25,300	定期出張(日本航空 花巻→札幌)	2011/10/9	000239
	53,700	北海道応援隊(●●●さんJAL千歳→花巻)	2011/10/18	000513
	25,300	北海道出張(日本航空 花巻→札幌)	2011/11/4	000240
	61,640	●●● 日本航空 熊本⇄羽田	2011/11/15	000242
	35,770	東京出張(新千歳→東京)	2011/12/15	000178
	27,500	定期出張(日本航空 花巻→札幌(新千歳))	2011/12/25	000306
	27,500	定期出張(新千歳→花巻)	2012/1/3	000307
	44,800	定期出張(花巻→新千歳)	2012/1/10	000308
	43,800	北海道出張(潜水打ち合 千歳→花巻 花巻→千歳)	2012/1/25	000179
	39,670	東京出張橋川(日本航空株式会社 東京(羽田)→旭川)	2012/2/13	000181
	31,800	FDA 花巻→千歳	2012/2/28	000257
27,500	定期出張(JAL航空券代金 千歳→花巻)	2012/3/10	000535	

旅費交通費 フェリー  
1,728,140

適用	金額	摘要	伝票日付	伝票No.
	22,090	ラフト研修(青函フェリー青森→函館)	2011/8/15	000020
	25,400	ラフト研修(津軽海峡フェリー(函館→青森)	2011/8/22	000461
	20,350	北海道出張(青函フェリー青森→函館)	2011/9/5	000019
	47,300	定期出張(津軽海峡フェリー函館～青森)	2011/9/10	000015
	25,400	SRT講習会(津軽海峡フェリー青森～函館)	2011/9/13	000010
	22,090	SRT講習会(北日本海運青森～函館)	2011/9/13	000014
	31,500	SRT講習会(川崎近海汽船株式会社八戸→苫小牧)	2011/9/13	000016
	22,500	潜水研修(川崎近海 フェリー代)	2011/9/25	000505
	48,100	潜水研修(函館→青森)	2011/9/28	000508
	47,080	北海道出張(車両運搬川崎近海汽船株式会社 八戸→苫小牧)	2011/11/21	000244
	44,660	北海道出張(車両運搬川崎近海汽船株式会社苫小牧→八戸)	2011/11/24	000245
	152,140	潜水研修(川崎近海汽船株式会社八戸→苫小牧)	2011/12/1	000293
	162,100	公衆浴場、観光産業視察(川崎近海汽船株式会社八戸→苫小牧)	2011/12/1	000293
	127,790	公衆浴場、観光産業視察(川崎近海汽船株式会社苫小牧→八戸)	2011/12/5	000295
	206,350	公衆浴場、観光産業視察(川崎近海汽船株式会社八戸→苫小牧)	2011/12/7	000297
旅費交通費	133,870	公衆浴場、観光産業視察(川崎近海汽船株式会社苫小牧→八戸)	2011/12/10	000298
	25,130	公衆浴場、観光産業視察(青函フェリー青森→函館)	2011/12/10	000298
	27,000	潜水研修(川崎近海汽船株式会社苫小牧→八戸)	2011/12/14	000252

27,000	潜水研修(川崎近海汽船株式会社苦小牧→八戸)	2011/12/15	000253
8,400	潜水研修(津軽海峡フェリー 函館→青森)	2011/12/19	000251
119,970	潜水研修(津軽海峡フェリー 函館→青森)	2011/12/19	000302
41,380	北海道出張(除雪機運搬川崎近海汽船株式会社八戸→苦小牧)	2012/1/18	000249
26,300	北海道出張(除雪機運搬津軽海峡フェリー 青森→函館)	2012/1/18	000249
81,880	北海道出張(除雪機運搬川崎近海汽船株式会社苦小牧→八戸)	2012/1/21	000250
30,430	北海道出張(潜水打ち合川崎近海汽船株式会社八戸→苦小牧)	2012/1/24	000284
36,000	定期出張(川崎近海汽船株式会社八戸→苦小牧)	2012/1/24	000309
40,500	潜水研修(川崎近海汽船株式会社八戸→苦小牧)	2012/2/21	000254
12,180	観光産業視察(川崎近海汽船株式会社客室差額料金代)	2012/2/24	000255
40,550	観光産業視察(川崎近海汽船株式会社八戸→苦小牧)	2012/2/24	000255
36,500	潜水研修(川崎近海汽船株式会社苦小牧→八戸)	2012/2/27	000256
36,200	観光産業視察(津軽海峡フェリー 函館→青森)	2012/2/28	000257

旅費交通費 JR  
366,240

適用	金額	摘要	伝票日付	伝票No.
	2,700	名古屋出張(セントレア空港)	2011/7/17	000003
	2,700	名古屋出張(セントレア空港)	2011/7/17	000003
	13,280	名古屋出張(JR旭川駅~)	2011/7/17	000004
	2,400	名古屋出張(名古屋鉄道)	2011/7/18	000007
	5,380	名古屋出張(JR名古屋~宇治山田)	2011/9/23	000005
	2,400	名古屋出張(名鉄名古屋)	2011/9/25	000018
	13,840	潜水研修(JR 仙台→盛岡)	2011/10/3	000236
	34,660	東京出張(広域災害対応研究会)	2011/10/3	000510
	15,560	福岡出張(JR仙台駅→盛岡)	2011/10/6	000512
	13,640	■■■■ JR乗車券類 浜松→盛岡	2011/11/15	000242
	470	■■■■ 東京モノレール株式会社 羽田空港→浜松駅	2011/11/15	000242
	34,660	福岡出張(■■■■■■■■■■ 盛岡→東京))	2011/11/20	000291
	13,840	■■■■ JR乗車券類 盛岡→東京	2011/11/26	000243
	470	■■■■ 東京モノレール株式会社 浜松町→羽田	2011/11/26	000243
旅費交通費	9,680	潜水研修(JR 乗車券類)	2011/12/13	000301
	9,680	潜水研修(JR 乗車券類)	2011/12/13	000301
	3,380	東京出張(東海旅客鉄道株式会社 乗車券類)	2011/12/18	000169

5,000	東京出張(Suicaチャージ)	2011/12/18	000169
13,640	東京出張(JR 乗車券類)	2011/12/19	000170
2,400	名古屋出張(名鉄名古屋 乗車券類)	2011/12/23	000305
6,730	定期出張(JR券代 金犬くん[REDACTED]店)	2011/12/25	000520
25,290	東京出張(広域災害対応研究会)	2012/1/23	000171
10,390	東京出張(広域災害対応研究会)	2012/2/13	000174
3,000	東京出張(Suicaチャージ)	2012/2/13	000174
2,400	名古屋出張(エアコン名古屋鉄道)	2012/2/28	000530
6,730	定期出張(JR券代金 金犬くん[REDACTED]店)	2012/3/10	000535
5,650	東京出張(広域災害対応研究会)	2012/3/12	000175
22,030	東京出張(広域災害対応研究会)	2012/3/12	000175
84,240	[REDACTED](東京イタリア展・調理器具展示会)	2012/3/22	000500

旅費交通費 宿泊  
2,702,220

適用	金額	摘要	伝票日付	伝票No.
	9,500	宿泊(岡田栄悟 [REDACTED] 2泊)	2011/6/8	000078
	12,260	群馬県出張(ゴムボート業者打ち合わせオカモト [REDACTED])	2011/7/3	000069
	38,360	盛岡物資搬送(ホテル [REDACTED] 宿泊代)	2011/7/8	000071
	26,400	盛岡物資搬送(ホテル [REDACTED] 宿泊代)	2011/7/10	000067
	5,000	名古屋出張(ホテル [REDACTED] 宿泊代)	2011/7/16	000070
	42,050	名古屋出張([REDACTED] ホテル 宿泊代)	2011/7/17	000085
	41,000	名古屋出張([REDACTED] ホテル 宿泊代)	2011/7/18	000144
	29,450	ホテル [REDACTED] 宿泊代	2011/8/13	000077
	9,390	ラフト研修([REDACTED] 宿泊代)	2011/8/20	000076
	13,600	ラフト研修宿泊2名([REDACTED] 宿泊代)	2011/8/21	000080
	7,000	東京出張(ホテル [REDACTED] 宿泊代)	2011/9/14	000075
	26,100	東京出張(ホテル [REDACTED] 宿泊代)	2011/9/15	000073
	252,000	SRT講習会([REDACTED] 宿泊代・お弁当代)	2011/9/18	000079
	126,600	潜水研修([REDACTED])	2011/9/20	000462
	68,200	潜水研修([REDACTED])	2011/9/21	000502
旅費交通費	36,000	名古屋出張([REDACTED] ホテル 宿泊代)	2011/9/23	000504
	56,750	名古屋出張([REDACTED] ホテル 宿泊代)	2011/9/25	000086
	146,000	潜水研修(民宿 [REDACTED] 宿泊代)	2011/9/26	000506

50,200	潜水研修(██████████ 宿泊)	2011/9/27	000507
30,840	潜水研修(██████████ 宿泊)	2011/9/29	010040
19,800	東京出張(広域災害対応研究会参加のため前泊ホテル ██████████ 宿泊代)	2011/10/3	000510
7,300	福岡出張(██████████ 宿泊代)	2011/10/5	000283
37,000	北海道出張(ホテル ██████████ 盛岡駅前 宿泊代)	2011/11/4	000226
10,000	北海道出張(車両運搬 ██████████ 宿泊代)	2011/11/24	000228
110,500	公衆浴場、観光産業視察(██████████ ホテル雪の屋 宿泊代)	2011/12/3	000294
373,800	公衆浴場、観光産業視察(██████████ 宿泊代)	2011/12/5	000295
20,000	公衆浴場、観光産業視察(██████████ 宿泊代)	2011/12/5	000295
5,800	潜水研修(██████████)	2011/12/6	000409
89,300	潜水研修(██████████)	2011/12/9	000411
130,000	公衆浴場、観光産業視察(██████████ 宿泊代)	2011/12/10	000298
33,600	公衆浴場、観光産業視察(██████████)	2011/12/11	000299
43,000	潜水研修(██████████)	2011/12/12	000300
26,700	潜水研修(██████████ ホテル)	2011/12/13	000163
22,700	潜水研修(██████████)	2011/12/13	000412
18,500	潜水研修(██████████ 宿泊代)	2011/12/14	000413
65,800	潜水研修(██████████ 宿泊代)	2011/12/16	000410
4,500	東京出張(██████████ ホテル 宿泊代)	2011/12/17	000161

旅費交通費

19,400	東京出張( [redacted] ホテル 宿泊代)	2011/12/17	000161
4,800	東京出張( [redacted] ホテル [redacted] 宿泊代)	2011/12/18	000162
18,000	潜水研修( [redacted] 宿泊代)	2011/12/18	000229
60,500	潜水研修( [redacted] ホテル [redacted] 宿泊代)	2011/12/19	000302
19,500	名古屋出張( [redacted] ホテル 宿泊代)	2011/12/21	000303
19,500	名古屋出張( [redacted] ホテル 宿泊代)	2011/12/22	000304
32,700	名古屋出張( [redacted] ホテル 宿泊代)	2011/12/23	000346
20,000	北海道出張(除雪機運搬 [redacted] 宿泊代)	2012/1/20	000232
6,600	北海道出張(除雪機運搬ホテル [redacted] 宿泊代)	2012/1/20	000232
10,900	北海道出張(潜水打ち合わせ [redacted] 宿泊代)	2012/1/25	000415
31,600	定期出張( [redacted] 宿泊代)	2012/2/12	000164
80,000	観光産業視察( [redacted] ホテル [redacted] 宿泊代)	2012/2/25	000312
57,900	潜水研修( [redacted] 宿泊代)	2012/2/25	000418
14,300	潜水研修( [redacted] 宿泊代)	2012/2/25	000419
5,800	観光産業視察( [redacted] 宿泊代)	2012/2/28	000420
151,000	名古屋出張(エアコンホテル代 [redacted] ホテル)	2012/2/28	000530
21,420	名古屋出張(エアコン [redacted])	2012/2/28	000530
5,800	観光産業視察( [redacted] 宿泊代)	2012/2/29	000315
77,500	観光産業視察( [redacted] 宿泊代)	2012/2/29	000421



旅費交通費  
タクシー

203,210

適用	金額	摘要	伝票日付	伝票No.
旅費交通費	54,790	7月分タクシー代金	2011/7/31	000569
	1,790	8月分タクシー代金	2011/8/31	000570
	15,540	9月分タクシー代金	2011/9/30	000571
	17,790	10月分タクシー代金	2011/10/31	000572
	27,030	11月分タクシー代金	2011/11/30	000573
	42,460	12月分タクシー代金	2011/12/31	000574
	9,940	1月分タクシー代金	2012/1/31	000575
	27,980	2月分タクシー代金	2012/2/29	000576
	5,890	3月分タクシー代金	2012/3/31	000577

旅費交通費  
 高速料金 249,300

適用	金額	摘要	伝票日付	伝票No.
旅費交通費	3,500	6月分高速利用代金	2011/6/30	000578
	2,250	7月分高速利用代金	2011/7/31	000579
	3,250	8月分高速利用代金	2011/8/31	000580
	18,300	9月分高速利用代金	2011/9/30	000581
	5,100	10月分高速利用代金	2011/10/31	000582
	8,150	11月分高速利用代金	2011/11/30	000583
	160,450	12月分高速利用代金	2011/12/31	000584
	22,000	1月分高速利用代金	2012/1/31	000585
	7,600	2月分高速利用代金	2012/2/29	000586
	18,700	3月分高速利用代金	2012/3/31	000587

通信費

32,699

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
通信費	18,600	無線機電波利用料	2012/2/8	000138
	2,680	無線機電波利用料	2012/2/8	000138
	877	無線機電波利用料	2012/2/8	000138
	5,562	無線機電波利用料	2012/2/8	000138
	4,980	無線機電波利用料	2012/2/8	000138

消耗品

9,616,954

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
消耗品	54,891	ロープ代金	2011/6/17	000124
	57,175	排水ポンプ	2011/7/1	000151
	182,210	野外イベント用イス	2011/7/3	000125
	516,070	潜水用ドライスーツ2着(ワールドダイブドライ)	2011/8/5	000122
	2,100	事務用品(100円ショップラ・エン)	2011/8/14	000270
	90,440	救命胴衣4着	2011/9/16	000127
	18,930	グローブ×5	2011/9/16	000127
	20,286	洗剤・防水スプレー	2011/9/16	000127
	87,696	ウオーターシューズ×8	2011/9/16	000127
	39,273	スローバッグ×4	2011/9/16	000127
	5,376	洗剤代	2011/9/18	000128
	16,800	ゼンリン地図	2011/9/26	000155
	211,680	救助用ハーネス6個(アルテリア)	2011/10/11	010044
	60,000	印紙	2011/10/30	000152
	100,000	印紙	2011/10/30	000152
	22,000	印紙	2011/10/30	000152
	1,400	印紙	2011/10/30	000152
	2,415	事務用品(100円ショップラ・エン)	2011/10/30	000156
	17,570	事務用品(ホームマック店)	2011/10/30	000156
	3,140	スプレー代金(ホームマック店)	2011/10/30	000156
	3,800	スプレー代金	2011/10/30	000156
	9,450	コンテナ×3・食品・サンコー タブツネ80・リスプラ舟HC代	2011/10/30	000156
	458	Homeoneサトー	2011/10/30	000156
	938	広口ビン×2・イノマタロート ペア・調味さし代	2011/10/30	000156
	1,490	ホームマック店 皿代	2011/10/30	000156
	697	薬王堂店 医薬品代	2011/10/30	000156
	840	ダイソー店	2011/10/30	000156
	11,162	ホームマック店 のり取りクリーナー代	2011/10/30	000156
	998	薬王堂店 医薬品代	2011/10/30	000156
	8,126	ホームマック店	2011/10/30	000156
	3,540	Ksケースデンキ USB代	2011/10/30	000156
	1,995	100円SHOPダイソー	2011/10/30	000156
	1,600	防火衣 洗濯代	2011/10/31	000267

消耗品

1,600	防火衣 洗濯代	2011/10/31	000267
1,200	防火衣 洗濯代	2011/10/31	000267
600	防火衣 洗濯代	2011/10/31	000267
4,424	危険物標識(株式会社 )	2011/11/1	000260
106,100	サンドバック代金( )	2011/11/4	000130
22,000	収入印紙代	2011/11/17	000426
4,424	危険物看板	2011/11/17	000436
26,400	ディスカバリー(ハンガー代)	2011/11/17	000467
735	事務用品(100円ショップダイソー)	2011/11/29	000322
17,073	ホームマック11月分	2011/11/30	000273
525	糸代金( )	2011/11/30	000273
6,500	印紙	2011/12/12	000186
3,708	防水手袋8ホームマック)	2011/12/16	000468
12,072	ホームマック 店 ポリタンク×6・灯油ポンプ×2・ポリタンクワイド×6	2011/12/18	000351
66,600	株式会社ヤマダ電機 ストープ代	2011/12/18	000379
16,000	印紙	2011/12/19	000187
20,000	印紙	2011/12/20	000188
13,548	マイクロソフト( )	2011/12/21	010068
2,625	株式会社 ) どんぶり代	2011/12/24	000268
6,720	(有) ) DXプラッター身 470フタ	2011/12/24	000268
2,930	ホームマック	2011/12/25	000469
2,205	100円ショップフロ雑貨代金	2011/12/25	000469
37,600	青山(フロ制服代金)	2011/12/25	000469
1,396	ホームマック(フロ用)	2011/12/26	000470
2,779	サンデー ) 店(被災者支援プレート代金)	2011/12/26	000470
2,588	ホームマック(フロ用)	2011/12/26	000470
2,960	ホームマック(フロ用)	2011/12/26	000470
606	( ) (フロ用)	2011/12/27	000471
4,560	ホームマック(被災者支援用)	2011/12/27	000471
798	ホームマック(フロ用)	2011/12/27	000471
2,540	ホームマック(被災者支援)	2011/12/28	000472
23,912	ホームマック(フロ用)	2011/12/29	000473
7,374	ホームマック(フロ用)	2011/12/29	000473
3,150	100円ショップ(フロ用)	2011/12/29	000473
3,338	ホームマック(フロ用)	2011/12/29	000473
439,445	ヘルメット、ライト20セット(ウォーターフアークス)	2011/12/30	000135
9,700	コインランドリー(フロ用)	2011/12/30	000474

消耗品

9,100	コインランドリー(フロ用)	2011/12/30	000474
11,140	ホームマック12月分	2011/12/31	000274
1,096	ホームマック(フロ用)	2011/12/31	000475
598	ホームマック(フロ用)	2011/12/31	000475
4,660	ホームマック[ ]店 ケース代	2012/1/2	000275
3,192	ホームマック(フロ用)	2012/1/5	000476
41,470	ライト(シュアファイヤー)	2012/1/7	000459
1,512	ケーズデンキ(マウス)	2012/1/8	000477
5,220	ワークワン(エプロン)	2012/1/10	000478
8,260	株式会社[ ]	2012/1/13	000263
680	カメラのキタムラ	2012/1/15	000479
7,920	ホームマック[ ]店 時計4個代	2012/1/16	000394
2,410	ホワイト急便(クリーニング代金)	2012/1/24	000480
2,416	佐藤紙店	2012/1/25	000481
41,853	ハットリ	2012/1/30	010082
12,600	[ ](防水カバー)	2012/1/31	000482
105	100円ショップダイソー	2012/2/2	000331
158,131	ハットリ	2012/2/7	010083
102,900	のれん、マグネットシート[ ]	2012/2/7	010083
33,600	給茶器代金(ホシザキ)	2012/2/7	010083
30,000	防犯パトロールチラシ[ ]	2012/2/7	010083
305,865	救急消耗品	2012/2/8	010084
132,760	[ ]制服	2012/2/8	010084
769,610	アベエイ	2012/2/8	010084
152,562	ダスキン	2012/2/8	010084
1,208,104	サトー	2012/2/9	010085
30,396	株式会社[ ] ファンヒーター代	2012/2/10	000380
1,980	ホームマック[ ]店 パーナー代	2012/2/12	000159
1,680	ダイソー	2012/2/12	000159
11,760	[ ] 長靴代	2012/2/14	000345
1,460	ホワイト急便(クリーニング代)	2012/2/18	000485
15,540	プラグコード代金	2012/2/20	000486
423	ニホンエヌピーオー	2012/2/20	010091
680	ホームマック[ ] 梱包テープ・コピー用紙代	2012/2/21	000332
315	100円ショップダイソー	2012/2/22	000333
18,010	船舶(ボウゲン)	2012/2/24	000490
19,845	[ ] 制服代	2012/2/25	000330

消耗品

2,835	工具代	2012/2/25	000334
3,255	100円ショップダイソー	2012/2/29	000272
205,232	キャノンコピー代金	2012/2/29	000427
14,852	キャノンコピー代金	2012/2/29	000427
7,037	キャノンコピー代金	2012/2/29	000427
46,600	ホットプレート(被災者支援用)	2012/3/2	000451
3,024	ホーマック(フロ用)	2012/3/9	000492
7,182	フロ掃除用	2012/3/10	000453
7,560	フロ掃除用(ホーマック)	2012/3/14	000455
3,780	フロ掃除用	2012/3/14	000455
5,572	フロ掃除用(薬王堂)	2012/3/14	000455
245,155	救助用ハーネス10個(アルテリア)	2012/3/14	010103
2,192	フロ温度計ホーマック	2012/3/15	000456
270,900	産廃費用	2012/3/15	010104
17,562	ホーマック	2012/3/19	000457
4,100	ホワイト急便クリーニング代	2012/3/22	000458
460	ホワイト急便(フロ用クリーニング代金)	2012/3/22	000493
8,320	ホワイト急便(フロ用クリーニング代金)	2012/3/22	000493
49,172	ハットリコーヒー	2012/3/22	010106
100,578	ダスキン	2012/3/22	010106
4,960	ホーマック(フロ)	2012/3/24	000547
3,500	船舶用アンカー鉛5K	2012/3/30	000554
405,191	救命胴衣(カナダ輸入)	2012/3/5	010099
31,185	ゴムボート防音材	2012/3/29	000548
19,408	ゴムボート用クッション	2012/3/29	000548
159,707	救命胴衣	2012/3/29	000548
295,050	オークリーサングラス	2011/12/27	000131
136,500	御蔵の湯看板	2012/2/7	010083
519,540	無線機一式(トーフ)	2011/7/20	000588
1,140,600	一斉捜索活動費(ウォーターワークス)	2012/2/22	010093
310,811	一斉捜索活動費(修理代金ウォーターワークス)	2012/3/22	010106

## 水道光熱費

414,573

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
水道光熱費	12,600	ガス料金	2012/1/5	000157
	7,160	ガス料金	2012/1/5	000157
	42,756	ガス料金	2012/1/5	000157
	22,772	電話料金	2012/1/20	000402
	8,597	電話料金	2012/1/20	000402
	403	電話料金	2012/1/20	000402
	486	電話料金	2012/1/20	000402
	284	電話料金	2012/1/20	000402
	2,527	電話料金	2012/1/20	000402
	119,882	電気料金	2012/2/29	000344
	4,556	電話料金	2012/2/29	000344
	6,993	電話料金	2012/2/29	000344
	2,850	電話料金	2012/2/29	000344
	19,589	電話料金	2012/2/29	000344
	7,621	電話料金	2012/2/29	000344
	2,525	電話料金	2012/2/29	000344
	7,050	ガス料金	2012/3/15	000262
	144,123	電気料金	2012/3/23	000428
	1,799	電気料金	2012/3/23	000428



修繕費

2,882,192

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
修繕費	7,938	無線機修理(株式会社 [REDACTED])	2011/9/17	000265
	8,660	ワイパー交換(イエローハット)	2011/11/3	000185
	6,531	ハイエーススイッチ修理(岩手トヨペ)	2012/1/6	000184
	1,606,500	防災センタードア修理 [REDACTED]	2012/2/8	010084
	923,463	駅裏給水修繕 [REDACTED]	2012/2/8	010084
	12,600	車両バンパー修理 [REDACTED]	2012/2/13	000277
	12,000	船舶修理代金	2012/2/18	000496
	294,000	防災センタードア修理 [REDACTED]	2012/2/22	010093
	4,200	キャンター室素	2012/2/24	000439
	6,300	船舶修理代金 [REDACTED]	2012/3/29	000556

## 新聞図書費

91,405

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
新聞図書費	2,730	新聞代金(岩手日報)	2011/10/30	000156
	10,830	新聞代金(読売センター)	2011/12/31	000266
	3,568	新聞代金(読売センター)	2011/12/31	000266
	9,021	新聞代金(読売センター)	2011/12/31	000266
	3,568	新聞代金(読売センター)	2011/12/31	000266
	9,021	新聞代金(読売センター)	2011/12/31	000266
	2,980	新聞代金(岩手日報)	2011/12/31	000266
	2,980	新聞代金(岩手日報)	2011/12/31	000266
	2,980	新聞代金(岩手日報)	2012/1/25	000463
	2,980	新聞代金(岩手日報)	2012/2/24	000484
	2,980	新聞代金(岩手日報)	2012/3/26	000464
	12,589	新聞代金(読売センター)	2012/3/26	000465
	12,589	新聞代金(読売センター)	2012/3/26	000465
	12,589	新聞代金(読売センター)	2012/3/26	000465

研修費

6,243,704

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
研修費	140,000	ラフトボート研修(とちちアドベンチャーガイドヘルプ代)	2011/8/7	000150
	160,000	MFA(救急講習)教材費100個	2011/8/30	000112
	550,000	SRT(急流河川救助講習)	2011/9/20	010036
	1,155,000	MFA(応急救護研修)	2011/9/21	010037
	638,630	TRR	2011/10/24	010049
	7,500	株式会社	2011/12/2	000373
	1,400	入場料	2011/12/2	000373
	7,400	森	2011/12/3	000374
	10,200	荘	2011/12/3	000374
	10,880	株式会社	2011/12/3	000374
	13,600	株式会社	2011/12/4	000375
	11,400	JR	2011/12/8	000376
	9,000	森	2011/12/9	000377
	13,600	株式会社	2011/12/9	000377
	7,200	荘	2011/12/9	000377
	34,000	潜水土試験費用	2012/1/10	000276
	8,000	FEMA(アメリカ連邦緊急事態管理庁)	2012/1/26	000158
	1,089,200	MFA(応急救護研修)	2012/2/8	010084
	845,544	マナー講習会	2012/2/9	010085
	573,020	MFA研修39人	2012/2/24	000567
	2,500	株式会社 回数券	2012/2/25	000193
	1,600	水瀑まつり入場料8名分	2012/2/25	000193
	7,350	ロープウェー7人分	2012/2/25	000193
	24,990	潜水プール使用代	2012/2/25	000329
	921,690	TRR研修12名	2012/3/26	000568

## 賃借料

649,700

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
賃借料	30,000	お風呂駐場車利用料( )	2011/12/15	000183
	36,000	お風呂駐車利用料( )	2012/1/24	010078
	90,000	お風呂駐車利用料( )	2012/1/24	010078
	151,700	お風呂駐車利用料( )	2012/1/24	010078
	123,000	お風呂駐車利用料( )	2012/2/23	010094
	18,000	お風呂駐車利用料( )	2012/2/23	010094
	30,000	お風呂駐車利用料( )	2012/2/23	010094
	171,000	お風呂駐車利用料	2012/3/23	010107

支払手数料

250,946

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
支払手数料	105	振り込み手数料	2011/6/17	010003
	525	振り込み手数料	2011/6/24	010007
	840	振り込み手数料	2011/6/28	010009
	210	振り込み手数料	2011/6/29	010010
	420	振り込み手数料	2011/6/30	010011
	472	振り込み手数料	2011/7/20	000588
	472	振り込み手数料	2011/7/26	000094
	3,150	振り込み手数料	2011/8/10	010022
	3,150	振り込み手数料	2011/8/15	010024
	525	振り込み手数料	2011/8/19	010026
	525	振り込み手数料	2011/8/26	010027
	472	振り込み手数料	2011/8/30	000111
	3,150	振り込み手数料	2011/9/12	010032
	1,207	振り込み手数料	2011/9/14	010033
	105	振り込み手数料	2011/9/15	010034
	105	振り込み手数料	2011/9/19	010035
	1,050	振り込み手数料	2011/9/20	010036
	525	振り込み手数料	2011/9/21	010037
	1,050	振り込み手数料	2011/9/29	010040
	525	振り込み手数料	2011/10/5	010042
	472	振り込み手数料	2011/10/5	010042
	6,300	振り込み手数料	2011/10/11	010044
	525	振り込み手数料	2011/10/11	010044
	525	振り込み手数料	2011/10/12	010045
	2,730	振り込み手数料	2011/10/13	010046
	892	振り込み手数料	2011/10/13	010046
	1,575	振り込み手数料	2011/10/14	010047
	105	振り込み手数料	2011/10/24	010049
	525	振り込み手数料	2011/10/24	010049
	420	振り込み手数料	2011/10/27	010050
525	振り込み手数料	2011/11/2	010052	
420	振り込み手数料	2011/11/8	010054	
6,300	振り込み手数料	2011/11/10	010055	

支払手数料	4,725	振り込み手数料	2011/11/14	010056
	525	振り込み手数料	2011/11/15	010057
	525	振り込み手数料	2011/11/15	010057
	420	振り込み手数料	2011/11/15	010057
	525	振り込み手数料	2011/11/16	010058
	105	振り込み手数料	2011/11/17	010059
	525	振り込み手数料	2011/11/17	010059
	525	振り込み手数料	2011/11/18	010060
	525	振り込み手数料	2011/11/30	010063
	105	振り込み手数料	2011/12/12	010064
	6,300	振り込み手数料	2011/12/12	010064
	525	振り込み手数料	2011/12/13	010065
	525	振り込み手数料	2011/12/13	010065
	5,775	振り込み手数料	2011/12/14	010066
	52	振り込み手数料	2011/12/14	010066
	315	振り込み手数料	2011/12/15	000183
	525	振り込み手数料	2011/12/15	010067
	525	振り込み手数料	2011/12/15	010067
	525	振り込み手数料	2011/12/21	010068
	420	振り込み手数料	2011/12/21	010068
	105	振り込み手数料	2011/12/25	010069
	525	振り込み手数料	2011/12/27	000131
	61,110	振り込み手数料	2011/12/27	010070
	1,050	振り込み手数料	2011/12/28	010071
	46,725	振り込み手数料	2011/12/28	010071
	525	振り込み手数料	2011/12/28	010071
	1,575	振り込み手数料	2011/12/29	010072
	420	振り込み手数料	2012/1/4	000139
	6,300	振り込み手数料	2012/1/10	010073
	6,352	振り込み手数料	2012/1/12	010074
	3,150	振り込み手数料	2012/1/17	010075
	630	振り込み手数料	2012/1/18	010076
	525	振り込み手数料	2012/1/20	010077
	1,575	振り込み手数料	2012/1/24	010078
105	振り込み手数料	2012/1/24	010078	
525	振り込み手数料	2012/1/30	010082	

支払手数料	1,050	振り込み手数料	2012/2/7	010083
	1,050	振り込み手数料	2012/2/7	010083
	210	振り込み手数料	2012/2/7	010083
	1,050	振り込み手数料	2012/2/7	010083
	1,050	振り込み手数料	2012/2/7	010083
	1,050	振り込み手数料	2012/2/7	010083
	525	振り込み手数料	2012/2/7	010083
	2,100	振り込み手数料	2012/2/8	010084
	210	振り込み手数料	2012/2/8	010084
	1,050	振り込み手数料	2012/2/8	010084
	1,050	振り込み手数料	2012/2/8	010084
	525	振り込み手数料	2012/2/8	010084
	525	振り込み手数料	2012/2/8	010084
	1,050	振り込み手数料	2012/2/9	010085
	525	振り込み手数料	2012/2/9	010085
	1,050	振り込み手数料	2012/2/9	010085
	6,300	振り込み手数料	2012/2/10	010086
	7,455	振り込み手数料	2012/2/14	010088
	525	振り込み手数料	2012/2/15	010089
	525	振り込み手数料	2012/2/17	010090
	420	振り込み手数料	2012/2/20	010091
	420	振り込み手数料	2012/2/21	010092
	1,050	振り込み手数料	2012/2/22	010093
	525	振り込み手数料	2012/2/22	010093
	210	振り込み手数料	2012/2/22	010093
	1,470	振り込み手数料	2012/2/23	010094
	105	振り込み手数料	2012/2/24	010095
	840	振り込み手数料	2012/2/29	000427
	630	振り込み手数料	2012/2/29	000427
	630	振り込み手数料	2012/2/29	000427
	525	振り込み手数料	2012/3/2	010097
	6,300	振り込み手数料	2012/3/12	010102
7,560	振り込み手数料	2012/3/14	010103	
525	振り込み手数料	2012/3/14	010103	
210	振り込み手数料	2012/3/14	010103	
525	振り込み手数料	2012/3/15	010104	

支払手数料	525	振り込み手数料	2012/3/15	010104
	525	振り込み手数料	2012/3/15	010104
	1,050	振り込み手数料	2012/3/22	010106
	210	振り込み手数料	2012/3/22	010106
	525	振り込み手数料	2012/3/22	010106
	1,470	振り込み手数料	2012/3/23	010107
	525	振り込み手数料	2012/3/28	010109
	210	振り込み手数料	2012/3/28	010109



材料費

61,992,845

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
材料費	229,660	被災者支援用食材( )	2011/6/11	000121
	21,577,500	御蔵の湯建築材料費(カガヤ)	2011/10/31	000104
	21,189,000	御蔵の湯建築材料費(カガヤ)	2012/2/15	000105
	2,940	被災者支援用食材(株式会社 )	2011/11/9	000271
	430,650	仮設住宅配達用ダンボール(@145円*2970枚)	2011/11/16	010058
	1,050	被災者支援用食材( )	2011/12/11	000196
	1,050	被災者支援用食材( )	2011/12/11	000196
	1,050	被災者支援用食材( )	2011/12/11	000196
	1,050	被災者支援用食材( )	2011/12/11	000196
	1,050	被災者支援用食材( )	2011/12/11	000196
	1,050	被災者支援用食材( )	2011/12/11	000196
	1,050	被災者支援用食材( )	2011/12/11	000196
	1,392	被災者支援用食材( )	2011/12/11	000196
	17,000	防災センター用じやり( )	2011/12/13	010065
	52,500	御蔵の湯用じやり( )	2011/12/13	010065
	866,061	被災者支援用食材( )	2011/12/28	010071
	1,450,260	備蓄センターパレット( )	2011/12/29	000133
	2,000,000	備蓄センター材料費( )	2011/12/29	000133
	105,000	御蔵の湯車止め材料費( )	2012/1/6	000194
	19,320	被災者支援用食材(味噌)	2012/1/8	000264
	70,000	被災者支援用食材(魚類)	2012/1/8	000264
	7,200	被災者支援用食材( )	2012/1/26	000278
	6,500,000	備蓄センター材料費( )	2012/2/8	010084
	1,186,500	御蔵の湯浄化槽材料費( )	2012/2/8	010084
	105,242	御蔵の湯じやり( )	2012/2/9	000440
	1,150,490	被災者支援食材( )	2012/2/17	010090
	4,414	被災者支援食材( )	2012/2/21	010092
	2,460,150	備蓄センター用材料費(L型ロールボックス )	2012/2/22	010093
	11,340	被災者支援用食材	2012/2/29	000494
	4,536	被災者支援用食材	2012/2/29	000494
	12,259	被災者支援用食材	2012/2/29	000494
	11,981	被災者支援用食材	2012/2/29	000494
	4,095	被災者支援用食材	2012/2/29	000494

材料費	6,930	被災者支援用食材	2012/3/5	000452
	7,676	被災者支援用食材	2012/3/13	000454
	600,489	被災者支援食材( )	2012/3/28	010109
	2,205	被災者支援用食材	2012/3/29	000495
	6,825	被災者支援用食材	2012/3/29	000495
	4,975	被災者支援用食材	2012/3/29	000495
	4,440	被災者支援用食材	2012/3/29	000495
	12,362	被災者支援用食材	2012/3/30	000553
	1,103	被災者支援用食材	2012/3/31	000564
	1,000,000	駅裏耐火材料費(ゴウドウカイシャ)	2011/12/29	
	869,000	駅裏耐火材料費(ゴウドウカイシャ)	2012/2/7	10083

支払リース料

98,414,608

適用	金額	摘要	日付	伝票No.
支払リース料	519,750	ゴムボートリース(ラフトボート)	2011/6/24	010007
	1,000,000	コンプレッサーリース代金	2011/12/28	010071
	1,415,000	コンプレッサーリース代金	2012/2/7	010083
	525,000	コンプレッサーリース代金	2012/2/29	000423
	1,479,450	トヨタレンタカー代金	2011/6/30	010011
	1,222,200	トヨタレンタカー代金	2011/7/12	000106
	808,000	トヨタレンタカー代金	2011/7/28	000107
	2,305,800	トヨタレンタカー代金	2011/8/31	000108
	2,305,800	トヨタレンタカー代金	2011/10/11	000109
	274,788	トヨタレンタカー代金	2011/10/11	000109
	2,305,800	トヨタレンタカー代金	2011/10/31	000110
	1,319,430	トヨタレンタカー代金	2012/2/22	010093
	3,524,850	トヨタレンタカー代金	2012/3/21	000432
	6,300,000	駅裏建物リース代金	2011/8/17	000118
	24,000,000	御蔵の湯建物リース代金	2011/12/29	000562
	9,172,818	高速ボートリース代金	2011/11/4	000117
	1,327,182	高速ボートリース代金	2012/2/8	010084
	14,700,000	災害対応機材リース代金	2011/7/26	000559
	1,588,125	災害対応機材リース代金	2012/2/22	010093
	934,500	██████████リース代金	2011/8/19	010026
	927,653	██████████リース代金	2011/8/30	000111
	1,730,000	██████████リース代金	2011/11/4	000113
	2,000,000	██████████リース代金	2011/12/29	010072
	2,000,000	██████████リース代金	2012/2/7	010083
	2,980,210	除雪機リース代金	2011/12/28	010071
	589,790	除雪機リース代金	2012/1/20	000422
	840,000	船外機リース代金	2011/8/17	000118
	2,100,000	保冷車リース代金	2011/7/28	000120
	2,100,000	潜水機材リース(██████████ グ)	2011/6/10	000141
	2,300,000	潜水機材リース(██████████ グ)	2011/8/17	000142
	2,500,000	潜水機材リース(██████████ グ)	2011/10/31	000143
	2,000,000	潜水機材リース(██████████ グ)	2012/2/7	010083
	1,000,000	事務用品リース代金(██████████)	2011/11/30	010063

支払リース料	500,000	事務用品リース代金( )	2011/12/21	010068
	1,000,000	事務用品リース代金( )	2011/12/29	010072
	2,885,178	事務用品リース代金( )	2012/2/7	010083
	439,297	事務用品リース代金( )	2012/2/29	010096
	-4649400	社会福祉協議会レンタカー立替代金	2012/1/10	010073
	-1775827	社会福祉協議会レンタカー立替代金	2012/1/12	010074
	-80786	社会福祉協議会レンタカー立替代金	2012/1/26	010079

山田町災害復興支援事業（重点分野雇用創出事業）委託契約書

山田町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人大雪りばあねっと（以下「乙」という。）とは、山田町災害復興支援事業（重点分野雇用創出事業）の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は甲の定めた山田町災害復興支援事業計画書により、山田町災害復興支援事業（以下「委託事業」という。）を誠実に実施し、甲はその費用として委託料を支払う。



（失業者の新規雇用）

第2条 乙は、委託事業を実施するにあたり、必ず失業者を新規雇用しなければならない

（委託事業の予定期間）

第3条 委託事業の予定期間は、平成23年6月1日から平成24年3月31日までとする。

（事業費及び人件費）

第4条 委託事業の費用として予定される事業費（及び人件費）は、事業費15,000,000円（うち人件費13,812,693円）とする。ただし、実績額が前記事業費を下回った場合は、その実績額をもって支払うものとする。

（従事予定の労働者数）

第5条 委託事業に従事予定の労働者数は、全労働者数7人（うち新規雇用の失業者数7人）とする。

（新規雇用する労働者の雇用・就業予定期間）

第6条 委託事業で新規雇用する労働者の雇用及び就業予定期間は、平成23年6月1日から平成24年3月31日までとする。



追加

（新規雇用する労働者の募集方法）

第7条 乙は、委託事業で新規雇用する労働者について、山田町ボランティアセンター、避難所等へ求人申込を行う方法により募集するものとする。

公共職業安定所の求人申込みのほか



（新規雇用者が失業者であることの確認方法）

第8条 乙は、労働者を新規雇用する際は、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書その他失業者であることを証明できるものの提示を求めることにより、本人に失業者であるか否かを確認するものとする。

（財産取得の制限）

第9条 乙が委託業務を実施するために取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。





緊急雇用創出事業第9項に掲げる事件

(委託料の返還)

第10条 甲は、乙が~~あると雇用再生特別基金事業補助金交付要領第3第1項各号に掲げる要件及びこの契約の全部又は一部に反した場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。~~この場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、乙は甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

(委託料の精算)

第11条 乙は、前金払により受領した金額に残額が生じたとき又は委託事業により発生した収入があるときは、これを甲に納付するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承し及び委任し、又は下請けさせてはならない。

(業務内容の変更、中止等)

第13条 甲は必要と認めた場合には、委託事業の内容を変更し、又は委託事業の実施を一時中止し、若しくは打切ることができる。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(損害の帰属)

第14条 委託事業の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む）はすべて乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(検査及び成果品の納入)

第15条 乙は委託事業が完了したときは、遅滞なく次に掲げる書類を添え、実績報告書（様式第1号）を甲に提出しなければならない。

(1) 経費支出内訳書（別紙1）

(2) 人件費内訳書（労働者ごとに一覧表形式で整理したもの。）

(3) 事業に従事した全労働者の賃金台帳の写し

(4) 事業に従事した全労働者の勤務状況が確認できる資料（出勤簿、タイムカード等）の写し

(5) 事業に従事した新規雇用の労働者の雇用契約書等の写し

(6) 事業に従事した新規雇用の労働者の募集方法が確認できる書類（ハローワークからの紹介状等）の写し

(7) 事業に従事した新規雇用の失業者の失業状態が確認できる書類の写し

2 甲は前項の実績報告書を受領した場合は、乙から実績報告書の根拠となる領収書等の資料及び写しの提出を受けた添付書類の原本（以下「資料」という。）の提供を求め、その記載内容を確認し、必要に応じて現地調査を行なうものとする。

3 乙は、甲の求めに応じ資料を提供するものとする。

(委託料の支払)

第16条 乙は委託事業が完了し、かつ、前条の規定による検査に合格したとき

は甲に対し適法な手続に従って委託請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

- 2 甲は前項の規定に基づいて適法な請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

（前金払）

第17条 乙は、甲に対し、~~毎半年毎に~~委託料の前金払を請求することができる。

- 2 乙は、前金払を請求しようとする場合は、委託料前金払請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

- 3 乙が甲に対し前金払を請求できる金額は、契約金額の90パーセント以内とする。

（延滞金）

第18条 乙は、第10条の規定により委託料を返還しなければならない場合及び第10条の規定により残額又は収入の納付する場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年利率3.3%の割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

（関係書類の整備・保存）

第19条 乙は、第14条第3項の資料及び委託事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、平成29年3月31日まで保有するものとする。

（補則）

第20条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

上記の協定の証として本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年5月20日

甲 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号  
山田町  
代表者 山田町長 沼崎 喜一



乙 北海道旭川市近文町25丁目2122-82  
特定非営利活動法人 大雪りばあねっと  
代表理事 岡田 栄悟





## 山田町災害復興支援事業計画書

### 1 事業内容

- (1) 物資センターの運営を行うこと。
- (2) 防犯パトロール（海上・陸上）を行うこと。
- (3) ボランティアセンターの運営支援を行うこと。
- (4) 観光の復興及び復興のための人材育成に努めること。
- (5) 災害対応及び支援要員の育成に努めること。
- (6) その他、復旧、復興に関すること。

### 2 事業予定期間

平成23年6月1日～平成24年3月31日（10か月間）

### 3 事業終了後の雇用継続

事業終了後において雇用が継続されるように事業を展開すること。

### 4 事業の詳細

詳細は別紙「重点分野雇用創出事業計画書」による



9号追加

様式第1号（第15条関係）

平成 年 月 日

山田町長 様

受託者

印

実績報告書

平成 年 月 日付けで契約した山田町災害復興支援事業委託契約第15条第1項に規定する実績報告書を提出します。

添付書類

- (1) 経費支出内訳書
- (2) 人件費内訳書（労働者ごとに一覧表形式で整理したもの。）
- (3) 事業に従事した全労働者の賃金台帳の写し
- (4) 事業に従事した全労働者の勤務状況が確認できる資料（出勤簿、タイムカード等）の写し
- (5) 事業に従事した新規雇用の労働者の雇用契約書等の写し
- (6) 事業に従事した新規雇用の労働者の募集方法が確認できる書類（ハローワークからの紹介状等）の写し
- (7) 事業に従事した新規雇用の失業者の失業状態が確認できる書類の写し

様式第2号（第16条関係）

平成 年 月 日

山田町長 様

受託者

印

委託料請求書

平成 年 月 日付けで契約した山田町災害復興支援事業委託契約第16条第1項に基づき、委託料を次のとおり請求します。

記

委託料	金	円
実績額 (A)	金	円
前金払受領済額 (B)	金	円
請求金額 (A) - (B)	金	円

様式第3号（第17条関係）

平成 年 月 日

山田町長 様

受託者

印

委託料前金払請求書

平成 年 月 日付けで契約した山田町災害復興支援事業委託契約第17条第1項に基づき委託料の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

委 託 料	金 円
前 回 ま だ の 受 領 済 額	金 円
前 金 払 請 求 額 ( 今 回 )	金 円
差 引 残 額	金 円

重点分野雇用創出事業計画書

事業の名称	山田町災害復興支援事業			
担当課名	総務課			
実施予定期間	平成23年6月1日 ~ 平成24年3月31日 (10か月間)			
事業内容	・物資センターの運営 ・防犯パトロール (海上・陸上) ・ボランティアセンターの運営支援 ・観光の復興、振興の為の人材育成 ・災害対応、支援要員の育成 <i>その他復旧、復興に関する事</i>			
	既存事業の振替ではない	<input type="radio"/>	建設・土木事業ではない	<input type="radio"/>
	重点分野への該当	<input type="radio"/>		
事業額	15,000,000 円 (a)			
うち人件費	13,812,693 円			
うち新規雇用の失業者に係る人件費	13,812,693 円 (b)	人件費割合 (b/a)	92.1 %	
事業に従事する全労働者数	7 人			
うち新規雇用の失業者の人数	7 人			
雇用形態	常用雇用 (雇用期間4か月以上)	7 人		
契約期間更新の有無	更新無	更新有	<input type="radio"/>	補助金交付要領に定める更新事由 該当
新規雇用の失業者に 係る人件費	賃金@6,000円×214日×7人	8,988,000 円		
	通勤手当@320円×214日×7人	479,360 円		
	海上手当@1,000円×214日×7人	1,498,000 円		
	社会保険料7人	2,023,308 円		
雇用保険料7人	139,314 円			
労災基礎額7人	26,964 円			
消費税	657,747 円			
合計	13,812,693 円			
単価の根拠				
その他人件費				
人件費以外の経費	消耗品	630,768 円		
	燃料費	500,000 円		
	消費税	56,538 円		
合計	1,187,306 円			
当該事業による 収入見込み				
(委託事業の場合) 想定される委託先	特定非営利活動法人 大雪りばあねっと			
(委託事業の場合) 委託先の選定方法	随意契約			
新規雇用者の募集方法	避難所等での求人案内			
事業の必要性・緊急性	東日本大震災により、町中心部をはじめ各地区で壊滅的な被害を受けた。被災者等への緊急対応として物資センターへの物資の搬入搬出、ボランティアセンターの運営支援、さらには震災後の治安維持のためのパトロール等きめ細かな対応が必要とされているがマンパワーが不足している状況である。 また、早期復興を目指すためにも各分野の人材育成、支援要員の育成も急務となっている。			

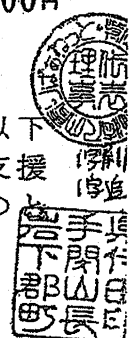


内訳



山田町災害復興支援事業（重点分野雇用創出事業）委託変更契約書

山田町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人大雪りばあねっと（以下「乙」という。）との間で平成23年5月20日に締結した山田町災害復興支援事業（重点分野雇用創出事業）委託契約の一部を変更することについて、次のとおり契約を締結する。

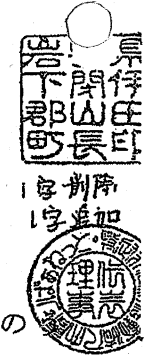


第1条 契約変更による原契約第1条の山田町災害復興支援事業  
山田町災害復興支援事業計画書を変更する。

第2条 契約変更による原契約書第4条の事業費及び人件費  
「事業費15,000,000円(うち人件費13,812,693円)」を「事業  
費91,611,849円(人件費64,209,957円)」に変更する。

第3条 契約変更による原契約書第5条の従事予定の労働者数  
全労働者数33人(うち新規雇用の失業者数30人)とする。

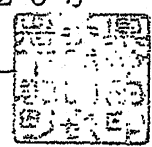
第4条 前3条<sup>条</sup>以外の事項については、原契約書のとおりとする。



この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の  
え、各自1通を保有する。

平成23年6月10日

甲 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号  
山田町  
代表者 山田町長 沼崎 喜

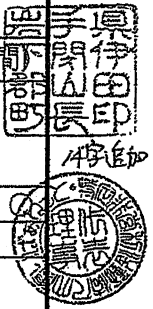


乙 北海道旭川市近文町25丁目2122-82  
特定非営利活動法人 大雪りばあねっと  
代表理事 岡田 栄悟



重点分野雇用創出事業計画書

事業の名称	山田町災害復興支援事業		
担当課名	総務課		
実施予定期間	平成23年6月1日 ~ 平成24年3月31日 (10か月 214日)		
事業内容	・物資センターの運営 ・防犯パトロール (海上・陸上) ・ボランティアセンターの運営支援 ・観光の復興、振興の為の人材育成 ・災害対応、支援要員の育成 ・その他復興に関すること		
	既存事業の振替ではない	<input type="radio"/>	建設・土木事業ではない
	重点分野への該当	<input type="radio"/>	
事業額	91,611,849 円 (a)		
うち人件費	64,209,957 円		
うち新規雇用の失業者に係る人件費	54,703,257 円 (b)	人件費割合 (b/a)	59.7 %
事業に従事する全労働者数	33 人		
うち新規雇用の失業者の人数	30 人		
雇用形態	常用雇用 (雇用期間4か月以上)	30 人	
契約期間更新の有無	更新無 <input type="checkbox"/>	更新有 <input type="radio"/>	補助金交付要領に定める更新事由 該当
新規雇用の失業者に係る人件費	賃金@6,000円×214日×30人	38,520,000 円	
	通勤手当@320円×214日×30人	2,054,400 円	
	海上手当@1,000円×214日×10人	2,140,000 円	
	社会保険料30人	8,671,320 円	
	雇用保険料30人	597,060 円	
	労災基礎額30人	115,560 円	
	消費税	2,604,917 円	
	合計	54,703,257 円	
その他人件費	監督員		
	賃金@12,000円×214日×3人	7,704,000 円	
	社会保険料@45,000円×10月×3人	1,350,000 円	
	消費税	452,700 円	
合計	9,506,700 円		
人件費以外の経費	レンタルリース費	15,000,000 円	
	消耗品費	2,097,040 円	
	研修費	4,000,000 円	
	燃料費等	5,000,000 円	
	消費税	1,304,852 円	
合計	27,401,892 円		
当該事業による収入見込み			
(委託事業の場合) 想定される委託先	特定非営利活動法人 大雪りばあねっと		
(委託事業の場合) 委託先の選定方法	随意契約		
新規雇用者の募集方法	宮古公共職業安定所等での求人申込		
事業の必要性・緊急性	東日本大震災により、町中心部をはじめ各地区で壊滅的な被害を受けた。被災者等への緊急対応として物資センターへの物資の搬入搬出、ボランティアセンターの運営支援、さらには震災後の治安維持のためのパトロール等きめ細かな対応が必要とされているがマンパワーが不足している状況である。 また、早期復興を目指すためにも各分野の人材育成、支援要員の育成も急務となっている。		



山田町災害復興支援事業計画書

1 事業内容

- (1) 物資センターの運営を行うこと。
- (2) 防犯パトロール（海上・陸上）を行うこと。
- (3) ボランティアセンターの運営支援を行うこと。
- (4) 観光の復興及び復興のための人材育成に努めること。
- (5) 災害対応及び支援要員の育成に努めること。
- (6) その他、復旧、復興に関すること。

2 事業予定期間

平成23年6月1日～平成24年3月31日（10か月間）

3 事業終了後の雇用継続

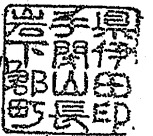
事業終了後において雇用が継続されるように事業を展開すること。

4 事業の詳細

詳細は別紙「重点分野雇用創出事業計画書」による



9字追加





山田町災害復興支援事業（重点分野雇用創出事業）委託変更契約書

山田町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人大雪りばあねっと（以下「乙」という。）との間で平成23年8月10日に締結した山田町災害復興支援事業（重点分野雇用創出事業）委託契約の一部を変更することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 契約変更による原契約第1条の山田町災害復興支援事業  
山田町災害復興支援事業計画書を変更する。

第2条 契約変更による原契約書第4条の事業費及び人件費  
「事業費91,611,849円（うち人件費64,209,957円）」を「事業費211,502,937円（人件費141,387,045円）」に変更する。

第3条 契約変更による原契約書第5条の従事予定の労働者数  
全労働者数90人（うち新規雇用の失業者数87人）とする。

第4条 前3条以外の事項については、原契約書のとおりとする。

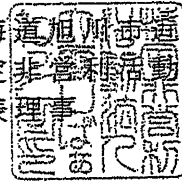
この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年8月22日

甲 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号  
山田町  
代表者 山田町長 沼崎 喜一



乙 北海道旭川市東文町25丁目2122-82  
特定非営利活動法人 大雪りばあねっと  
代表理事 岡田 栄悟



## 山田町災害復興支援事業計画書

### 1 事業内容

- (1) 物資センターの運営を行うこと。
- (2) 防犯パトロール（海上・陸上）を行うこと。
- (3) ボランティアセンターの運営支援を行うこと。
- (4) 観光の復興及び復興のための人材育成に努めること。
- (5) 災害対応及び支援要員の育成に努めること。
- (6) 被災者生活支援事業に関すること
- (7) その他、復旧、復興に関すること。

### 2 事業予定期間

平成23年6月1日～平成24年3月31日（10か月間）

### 3 事業終了後の雇用継続

事業終了後において雇用が継続されるように事業を展開すること。

### 4 事業の詳細

詳細の別紙「重点分野雇用創出事業計画書」による



字追加



山田町災害復興支援事業（重点分野雇用創出事業）委託変更契約書

山田町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人大雪りばあねっと（以下「乙」という。）との間で平成23年8月22日に締結した山田町災害復興支援事業（重点分野雇用創出事業）委託契約の一部を変更することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 契約変更による原契約書第17条の前金払い

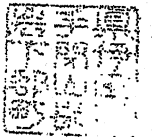
「契約金額の90パーセント以内」を「契約金額の100パーセント」に変更する。

<sup>前条</sup>  
第2条 ~~前2条~~以外の事項については、原契約書のとおりとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年11月28日

甲 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号  
山田町  
代表者 山田町長 沼崎 喜一



乙 北海道旭川市近文町25丁目2122-82  
特定非営利活動法人 大雪りばあねっと  
代表理事 岡田 栄悟



重点分野雇用創出事業計画書

事業の名称	山田町災害復興支援事業			
担当課名	総務課			
実施予定期間	H23.06.01 ~ H24.03.31 (10か月 214日間)			
事業内容	・物資センターの運営・防犯パトロール(海上・陸上)・ボランティアセンターの運営支援・観光の復興、振興の為の人材育成・災害対応、支援要員の育成・被災者支援事業に関する事、その他復旧復興に関する事			
	既存事業の振替ではない	○	建設・土木事業ではない	○
	重点分野への該当	○		
事業額	211,502,937 円 (a)			
うち人件費	141,387,045 円			
うち新規雇用の失業者に係る人件費	131,880,345 円 (b)	人件費割合 (b/a)	62.35 %	
事業に従事する全労働者数	90 人			
うち新規雇用の失業者の人数	87 人			
雇用形態	常用雇用 (雇用期間4か月以上)	87 人		
契約期間更新の有無	更新無	更新有	○	補助金交付要領に定める更新事由 該当
積算内	新規雇用の失業者に係る人件費	賃金@6,000円	93,240,000 円	単価の根拠 30人×214日 57人×160日
		通勤手当@320円	4,972,800 円	
		海上手当@1,000円	3,740,000 円	
		社会保険料@90人 87人	21,851,726 円	
		雇用保険料@90人 87人	1,504,591 円	
		労災基礎額@90人 87人	291,211 円	
		消費税	6,280,016 円	
		合計	131,880,345 円	
	その他人件費	監督員		
		賃金@12,000円×214日×3人	7,704,000 円	
		社会保険料@45,000円×10月×3人	1,350,000 円	
		消費税	452,700 円	
		合計	9,506,700 円	
	人件費以外の経費	レンタルリース費	47,400,000 円	
		消耗品費	12,597,040 円	
		研修費	5,500,000 円	
		旅費等	1,280,000 円	
		消費税	3,338,852 円	
		合計	70,115,892 円	
	当該事業による収入見込み			
(委託事業の場合) 想定される委託先	特定非営利活動法人 大雪りばあねっと			
(委託事業の場合) 委託先の選定方法	随意契約			
新規雇用者の募集方法	宮古公共職業安定所等での求人申込			
事業の必要性・緊急性	東日本大震災により、町中心部をはじめ各地区で壊滅的な被害を受けた。被災者等への緊急対応として物資センターへの物資の搬入搬出、ボランティアセンターの運営支援、さらには震災後の治安維持のためのパトロール等きめ細かな対応が必要とされているがマンパワーが不足している状況である。 また、早期復興を目指すためにも各分野の人材育成、支援要員の育成も急務となっている。			

山田町災害復興支援事業（重点分野雇用創出事業）委託変更契約書

山田町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人大雪りばあねっと（以下「乙」という。）との間で平成23年11月28日に締結した山田町災害復興支援事業（重点分野雇用創出事業）委託契約の一部を変更することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 契約変更による原契約第1条の山田町災害復興支援事業

第2条 山田町災害復興支援事業計画書を変更する。  
第2条 契約変更による原契約書第4条の事業費及び人件費

「事業費211,502,937円（人件費141,387,045円）」を「事業費261,502,937円（人件費185,993,899円）」に変更する。

第3条 契約変更による原契約書第5条の従事予定の労働者数  
全労働者数148人（うち新規雇用の失業者数144人）とする。

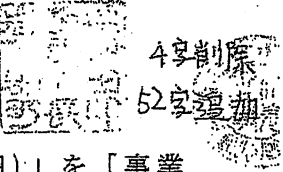
第4条 前3条以外の事項については、原契約書のとおりとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年12月20日

甲 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号  
山田町  
代表者 山田町長 沼崎 喜一

乙 北海道旭川市近文町25丁目2122-82  
特定非営利活動法人 大雪りばあねっと  
代表理事 岡田 栄悟



## 山田町災害復興支援事業計画書

### 1 事業内容

- (1) 物資センターの運営を行うこと。
- (2) 防犯パトロール（海上・陸上）を行うこと。
- (3) ボランティアセンターの運営支援を行うこと。
- (4) 観光の復興及び復興のための人材育成に努めること。
- (5) 災害対応及び支援要員の育成に努めること。
- (6) 被災者生活支援事業に関すること
- (7) その他、復旧、復興に関すること。

### 2 事業予定期間

平成23年6月1日～平成24年3月31日（10か月間）

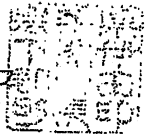
### 3 事業終了後の雇用継続

事業終了後において雇用が継続されるように事業を展開すること。

### 4 事業の詳細

詳細は別紙「重点分野雇用創出事業計画書」に於き

より追加



山田町災害復興支援事業（重点分野雇用創出事業）委託変更契約書

山田町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人大雪りばあねっと（以下「乙」という。）との間で平成23年12月20日に締結した山田町災害復興支援事業（重点分野雇用創出事業）委託契約の一部を変更することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 契約変更による原契約第1条の山田町災害復興支援事業

2 山田町災害復興支援事業計画書を変更する。

第2条 契約変更による原契約書第4条の事業費及び人件費

「事業費261,502,937円(人件費185,993,899円)」を「事業費430,593,050円(人件費260,195,252円)」に変更する。

3 前条前2条

第2条前2条以外原事項については、原契約書のとおりとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年1月25日

甲 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号  
山田町  
代表者 山田町長 沼崎 喜一

乙 北海道旭川市近文町25丁目2122-82  
特定非営利活動法人 大雪りばあねっと  
代表理事 岡田 栄悟

重点分野雇用創出事業計画書

事業の名称	山田町災害復興支援事業			
担当課名	総務課			
実施予定期間	H23.06.01 ~ H24.03.31 (10か月 214日間)			
事業内容	・物資センターの運営 ・防犯パトロール(海上・陸上) ・ボランティアセンターの運営支援 ・観光の復興、振興の為の人材育成 ・災害対応、支援要員の育成 ・被災者支援事業に関する事 ・その他復旧復興に関する事			
	既存事業の振替ではない	<input type="radio"/>	建設・土木事業ではない	<input type="radio"/>
	重点分野への該当	<input type="radio"/>		
事業額	261,502,937 円 (a)			
うち人件費	185,993,899 円			
うち新規雇用の失業者に係る人件費	175,485,499 円 (b)	人件費割合 (b/a)	67.11 %	
事業に従事する全労働者数	148 人			
うち新規雇用の失業者の人数	144 人			
雇用形態	常用雇用 (雇用期間4か月以上)	144 人		
契約期間更新の有無	更新無	更新有	<input type="radio"/>	補助金交付要領に定める更新事由 該当
新規雇用の失業者に 係る人件費	賃金@6,000円	121,626,000 円	単 価 の 根 拠	30人×214日
	通勤手当@320円	6,486,720 円		57人×160日
海上手当@1,000円	8,471,000 円	57人×83日		
社会保険料144人	28,243,308 円			
雇用保険料144人	1,925,650 円			
労災基礎額144人	376,369 円			
消費税	8,356,452 円			
合計	175,485,499 円			
その他人件費	監督員 賃金	8,388,000 円		12,000円×214日×3人 6,000円×114日×1人
	社会保険料	1,620,000 円		
	消費税	500,400 円		
	合計	10,508,400 円		
人件費以外の経費	レンタルリース費	52,400,000 円		
	消耗品費	12,733,370 円		
	研修費	5,500,000 円		
	旅費等	1,280,000 円		
	消費税	3,595,669 円		
合計	75,509,039 円			
当該事業による 収入見込み				
(委託事業の場合) 想定される委託先	特定非営利活動法人 大雪りばあねっと			
(委託事業の場合) 委託先の選定方法	随意契約			
新規雇用者の募集方法	宮古公共職業安定所等での求人申込			
事業の必要性・緊急性	東日本大震災により、町中心部をはじめ各地区で壊滅的な被害を受けた。被災者等への緊急対応として物資センターへの物資の搬入搬出、ボランティアセンターの運営支援、さらには震災後の治安維持のためのパトロール等きめ細かな対応が必要とされているがマンパワーが不足している状況である。 また、早期復興を目指すためにも各分野の人材育成、支援要員の育成も急務となっている。			

責  
任  
内  
訳



## 山田町災害復興支援事業計画書

### 1 事業内容

- (1) 物資センターの運営を行うこと。
- (2) 防犯パトロール（海上・陸上）を行うこと。
- (3) ボランティアセンターの運営支援を行うこと。
- (4) 観光の復興及び復興のための人材育成に努めること。
- (5) 災害対応及び支援要員の育成に努めること。
- (6) 被災者生活支援事業に関すること
- (7) その他、復旧、復興に関すること。

### 2 事業予定期間

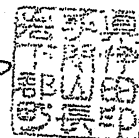
平成23年6月1日～平成24年3月31日（10か月間）

### 3 事業終了後の雇用継続

事業終了後において雇用が継続されるように事業を展開すること。

### 4 事業の詳細

詳細は別紙「重点分野雇用創出事業計画書」による。追加



## 重点分野雇用創出事業計画書

事業の名称	山田町災害復興支援事業			
担当課名	総務課			
実施予定期間	H23. 06. 01 ~		H24. 03. 31 (10か月 214日間)	
事業内容	・物資センターの運営 ・防犯パトロール(海上・陸上) ・ボランティアセンターの運営支援 ・観光の復興、振興の為の人材育成 ・災害対応、支援要員の育成 ・被災者支援事業に関する事 ・その他復旧復興に関する事			
	既存事業の振替ではない	<input type="radio"/>	建設・土木事業ではない	<input type="radio"/>
	重点分野への該当	<input type="radio"/>		
事業額	430, 593, 050 円 (a)			
うち人件費	260, 195, 252 円			
うち新規雇用の失業者に係る人件費	245, 909, 032 円 (b)	人件費割合 (b/a)	57.11	%
事業に従事する全労働者数	148 人			
うち新規雇用の失業者の人数	144 人			
雇用形態	常用雇用 (雇用期間4か月以上)	144 人		
契約期間更新の有無	更新無	更新有	<input type="radio"/>	補助金交付要領に定める更新事由 該当
新規雇用の失業者に 係る人件費	賃金@6,000円	121,626,000円	単 価 の 根 拠	214日×30人
	通勤手当@320円	6,486,720円		160日×57人
各種手当(海上手当、休日手当等)	54,821,000円	83日×57人		
社会保険料144人	46,866,552円			
雇用保険料144人	3,689,322円			
労災基礎額144人	709,485円			
消費税	11,709,953円			
合計	245,909,032円			
その他人件費	監督員		12,000円×214日×3人	
	賃金	8,388,000円	6,000円×114日×1人	
	社会保険料	3,122,394円		
	雇用保険料、通勤手当、その他	2,095,530円		
	消費税	680,296円		
合計	14,286,220円			
人件費以外の経費	レンタルリース費	102,459,800円		
	消耗品費	16,723,579円		
	賃貸費	660,000円		
	材料費	35,660,238円		
	研修費	5,500,000円		
	旅費等	1,280,000円		
	消費税	8,114,181円		
合計	170,397,798円			
当該事業による 収入見込み				
(委託事業の場合) 想定される委託先	特定非営利活動法人 大雪りばあねっと			
(委託事業の場合) 委託先の選定方法	随意契約			
新規雇用者の募集方法	宮古公共職業安定所等での求人申込			
事業の必要性・緊急性	東日本大震災により、町中心部をはじめ各地区で壊滅的な被害を受けた。被災者等への緊急対応として物資センターへの物資の搬入搬出、ボランティアセンターの運営支援、さらには震災後の治安維持のためのパトロール等きめ細かな対応が必要とされているがマンパワーが不足している状況である。 また、早期復興を目指すためにも各分野の人材育成、支援要員の育成も急務となっている。			

積算内

資料

# 賃金規程

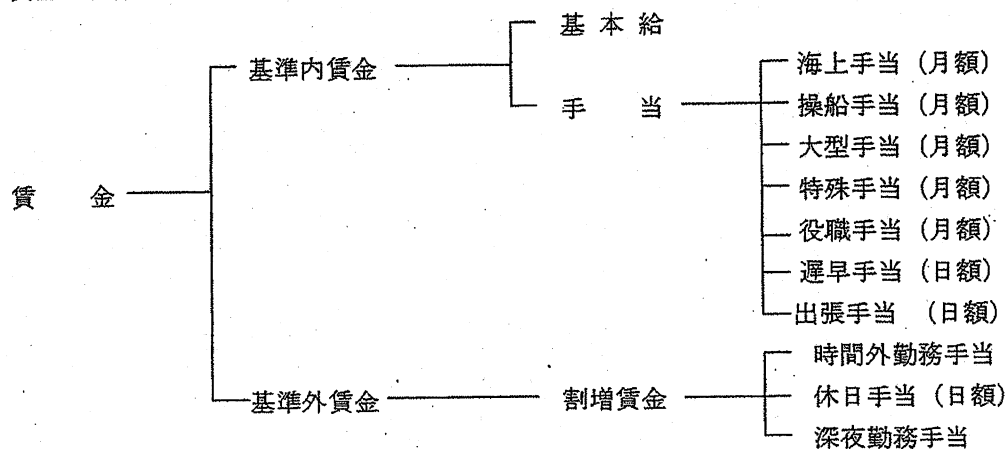
## 第1章 総則

### 第1条 (適用範囲)

この規程は、NPO法人大雪りばあねっと規則第36条(就業規則)に基づき、山田町災害復興支援隊隊員(以下「隊員」という。)の賃金および賞与について定めたものである。

### 第2条 (賃金の構成)

賃金の構成は以下のとおりとする。



### 第3条 (賃金計算期間および支払日)

- 賃金は、前月1日から起算し、とう前月末日を締め切りとした期間(以下、「賃金計算期間」という)について計算し、当月15日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。
- 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当するときは隊員(第1号については、その遺族)の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
  - ① 隊員が死亡したとき
  - ② 隊員が退職し、または解雇されたとき
  - ③ 隊員またはその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を被り、または隊員の収入によって生計を維持している者が死亡したため臨時に費用を必要とするとき
  - ④ 隊員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上帰郷するとき
  - ⑤ 前各号のほか、やむを得ない事情があると隊が認めたとき

### 第4条 (賃金の支払方法)

- 賃金は、隊員に対し、通貨で直接その全額を支払う。
- 隊員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。
  - ① 源泉所得税
  - ② 健康保険料(介護保険料を含む)

← 賃金の支払方法

① ② ③ 控除

③ 厚生年金保険料

第5条（欠勤の賃金控除）

欠勤により、所定労働時間の全部を休業した場合は、休業した日数に応じる賃金は支給しない。

第6条（中途入社または中途退職の賃金計算）

1 賃金計算期間の中途に入社または退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計式により日割り支給するものとする。

日給×出勤日数

2 死亡の場合には、その月の賃金は、出勤日数に応じて全額支給する。

第7条（休職期間中の賃金）

原則として、就業規則に規定する休職期間中は賃金を支給しない。

第2章 基準内賃金

第8条（基本給）

基本給は日給月給制とする。

第9条（基本給の決定）

基本給（日給）は、6,000円を支給する。

第10条（技能・資格手当）

技能・資格手当は、次の資格を持ち、その職務に就く者に対し支給する。

海上手当（隊員が海上・水面下において、一定の業務に従事した者）	月額	<u>20,000円</u>
操船手当（隊員が船を船艇し、一定の業務に従事した者）	月額	<u>20,000円</u>
大型手当（隊員が大型免許を保有し常用運転できて部隊長が認める者）	月額	<u>20,000円</u>
特殊手当（捜索・救助に関わる者、その他部隊長が認める者）	月額	<u>20,000円</u>

第11条（役職手当）

役職手当は、月額10,000円とし、職位がある者に対し支給する。

役職手当

第12条（通勤手当）

通勤手当は、月額5,000円を支給する。

### 第3章 基準外賃金

#### 第13条 (時間外・休日手当)

1 所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した場合には、時間外勤務手当を、法定の休日に労働した場合には休日勤務手当を、それぞれ以下の計算により支給する。

①時間外勤務手当 (残業手当)

1, 000円×時間外労働時間数

②休日勤務手当 (休日手当)

法定の休日 (土曜、日曜、祝日) に労働した場合には以下の通り休日手当を支給する。

10, 000円×休日労働日数

③遅早手当 (時間外定額手当)

2, 000円 (日額) ×勤務日数

算出方法;

当団体所定労働時間・・・8:00～17:00 (休憩1時間)

当団体日額基本支給額・・・時間給750円 (日給6000円÷8時間)

① 労働基準法に沿った支払額算出額 (時間外労働時間最大17:00～8:00とした場合)

時間外手当額(17:00～22:00)=750円×125%×5時間=4,688円・・・A

深夜手当額(22:00～翌8:00)=750円×150%×10時間=11,250円・・・B

A+B=15,938円

② 当団体規定による支払額算出額 (時間外労働時間最大17:00～8:00とした場合)

時間外手当額=1000円 (時間外勤務手当) ×15時間 (時間外(17:00～22:00)+深夜労働時間(22:00～翌8:00)) +2,000円 (遅早手当) =17,000円

よって、労働基準法第三七条により、②の支払算出方法で法定を満たしているため、該当する隊員に対し遅早手当を支給する。

2 算定基準賃金とは基準内賃金から通勤手当を除いたものをいう。

### 第4章 賞 与

#### 第14条 (賞 与)

1 賞与は原則として毎6月および12月に隊員各人の勤務成績を査定して決定し、支給する。ただし、賞与の額を縮小し、または見送ることがある。

2 賞与の算定期間は以下のとおりとし、支給対象者は賞与の支給日に在籍している隊員に限る。

### 付 則

この規程は、平成23年 6月 1日から施行する。

# 特定非営利活動法人 大甞りばあねつと定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大甞りばあねつと。という。  
但し、登記上は特定非営利活動法人大甞りばあねつとという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道旭川市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、大甞山を中心とした石狩川水系上流域の河川の空間・水面の利用、環境保全・地域の安全に関する事業及び、災害・水難事故の防止、啓蒙・救助支援活動などの事業を行い、地域住民や自治体、河川管理者との連携によるネットワークづくりを推進しこの地域全体の活性化を目的として設立する。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 まちづくりの推進を図る活動
- 2 環境の保全を図る活動
- 3 災害救援活動
- 4 地域安全活動
- 5 経済活動の活性化を図る活動
- 6 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 山岳、河川にまつわる災害・水難事故の防止・啓蒙・救助支援活動
- ② 山岳、河川に関する空間水面利用に関する普及・啓蒙活動
- ③ 山岳、河川における防犯及び不法投棄等の監視活動
- ④ まちづくり、地域づくりに関する情報の収集及び提供
- ⑤ まちづくり、地域づくりに関する広報、宣伝、教育活動
- ⑥ 自主防犯パトロール活動
- ⑦ 他の市民活動団体への協力及びネットワークを構築
- ⑧ 国及び地方公共団体の関連施策への提言
- ⑨ 国及び地方公共団体、民間企業、市民活動団体及びNPOとの連携の場づくり
- ⑩ その他、この法人の目的を達成するため必要な事業

## (2) その他の事業

① 前項に掲げる事業に関連する物品の斡旋及び販売

② 前項に掲げる事業に関連する役務の提供

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同して事業を援助するために入会した個人及び  
団体

### (入会)

第7条 会員の入会に関しては、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

### (退会)

第10条 会員は代表理事が別に定める退会届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

### (提出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の提出金品は返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定義)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
  - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 代表理事及び副代表理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及びその3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

### (職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (欠員補充)



第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人は、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条について同じ。)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員数の3分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者また又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款の定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定より表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者総数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨付記すること)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

## 第8章 基準内賃金

### 第46条 (基本給)

基本給は日給月給制にする。

### 第47条 (基本給の決定)

基本給(日給)は、管理職12,000円、その他の職員8,000円とする。

### 第48条 (技能・資格手当)

技能・資格手当は、職務遂行に必要な資格を持ち、その職務に就く者に対し支給する。

・活動手当(捜索・救助に関わる者、その他代表理事が認めた者)

月額20,000円

・資格手当(捜索・救助に関わる有資格者、その他代表理事が認めた者)

月額20,000円

### 第49条 (役職手当)

役職手当は、月額20,000円とし、職位がある者に対し支給する。

### 第50条 (通勤手当)

通勤手当は、月額5,000円を支給する。

### 第51条 (出張手当)

出張手当は、道内日額2,000円、道外日額4,000円とする。

## 第9章 基準外賃金

### 第52条 (時間外・休日手当)

1 所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した場合には、時間外手当を、法定の休日に労働した場合には休日勤務手当を、それぞれ以下の計算で支給する。

#### ①時間外勤務手当(残業手当)

2,000円×時間外労働時間数

#### ②休日勤務手当(休日手当)

法定の休日(土曜、日曜、祝日)に労働した場合には以下の通り休日手当を支給する。

10,000円×休日労働日数

## 第10章 賞 与

### 第53条 (賞与)

- 1 賞与は原則として毎6月および12月に職員各人の勤務成績を査定して決定し、支給する。ただし、賞与の額を縮小し、または見送ることがある。
- 2 賞与の算定期間は以下のとおりとし、支給対象者は賞与の支給日に在籍している職員に限る。

ただし手当・賞与等については、それぞれ代表理事が認めたものに対し支給するものとする。

## 就業規則

### 第1章 総則

#### 第1条 (目的)

この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(以下「労基法」という。)第89条に基づき、特定非営利活動法人大雪りばあねつと山田町災害復興支援隊(以下「隊」という。)の秩序を維持し、業務の円滑な運営を期すため、従業員(以下「隊員」という。)の就業に関する労働条件及び服務規律を定めたものである。

#### 第2条 (隊員の定義)

- 1 隊員とは、隊と雇用契約を締結した者をいう。
- 2 隊員とは、常に所定労働時間を就労できる者で、隊の目的遂行のために直接担当業務のみでなく、周辺業務を含めた職責を全うできる立場の者をいう。

#### 第3条 (規則遵守の義務)

隊はこの規則に基づく労働条件により隊員に就業させる義務を負い、隊員はこの規則を遵守する義務を負うと共に、相互に協力して当社の発展に努めなければならない。

#### 第4条 (秘密保持)

隊員は隊の業務ならびに隊員の身上に関し、その職務上知り得た事項については、在職中はもちろん退職後と言えども、みだりに公表してはならない。

### 第2章 採用

#### 第5条 (採用)

- 1 隊は就職を希望する者の中より、選考試験に合格し、所定の手続きを経た者を隊員として採用する。
- 2 隊員は採用の際、以下の書類を提出しなければならない。
  - ① 履歴書(3ヶ月以内の写真添付)
  - ② 源泉徴収票(暦年内に前職のある者のみ)
  - ③ 年金手帳、雇用保険被保険者証(所持者のみ)
  - ④ 必要により、免許証、資格証明書、学業成績証明書、卒業証明書
  - ⑤ その他隊が必要と認めたもの
- 3 在職中に上記提出書類の記載事項で氏名、現住所、家族の状況等に異動があった場合は速やかに所定の様式により隊に届け出なければならない。
- 4 提出された書類は、人事労務管理の目的でのみ使用する。

### 第3章 異動

#### 第6条 (人事異動)

業務の都合により必要がある場合は、隊員に異動(配置転換)を命じ、または担当業務以外の業務を行わせることがある。

## 第4章 就業時間、休憩時間、休日および休暇

### 第7条（労働時間および休憩時間）

1 所定労働時間は、毎月1日を起算とする1ヶ月単位の変形労働時間制を採用し、1週の労働時間は1ヶ月を平均して40時間以内とする。ただし、別途協定に基づき1年単位変形労働時間制等の変形労働時間制を採用することがある。

2 始業、終業の時刻および休憩時間は以下のとおりとする。（基準）

始業	午前8時	終業	午後5時
休憩時間	正午から午後1時まで（1時間）		

3 業務の状況または季節により、就業時間および休憩時間を繰り上げまた繰り下げおよび変更をすることがある。

4 出張およびその他、事業場外で勤務する場合において、労働時間を算定することが困難であるときは、第2項で定める労働時間を勤務したものとみなす。

### 第8条（休日）

1 休日は以下のとおりとする。

- ①日曜日及び土曜日
- ②祝祭日
- ③その他隊が勤務割で定めた日

2 業務上必要がある場合には、前項で定める休日を他の労働日と振替えることがある。

### 第9条（時間外、休日および深夜勤務）

1 業務の都合で所定就業労働時間外、深夜（午後10時から午前5時）および所定休日に勤務させることがある。ただし、これは労働基準法第36条に基づく協定の範囲内とする。

2 満18歳未満の隊員には法定時間外労働、法定休日労働および深夜労働はさせない。

### 第10条（割増賃金）

前条の規定により、法定を超えた時間外、深夜または法定休日に勤務をさせた場合は、割増賃金を支給する。

### 第11条（適用除外）

以下の各号のいずれかに該当するものについては、本章の定める労働時間、休憩および休日に関する規則と異なる取扱いをする。

- ① 管理監督の職務にある者
- ② みなし労働時間または裁量労働時間の適用を受ける者
- ③ 行政官庁の許可を受けた監視または断続的勤務に従事する者

### 第12条（宿日直）

業務上必要がある場合は、満18才以上の隊員を所定就業時間外または休日に、宿直または日直の勤務に就かせることがある。

### 第13条（出張）

業務の都合により必要がある場合は、出張を命ずることがある。隊員は正当な理由がなければ、これを拒むことはできない。

### 第14条（年次有給休暇）

1 下表の勤続年数に応じ、所定労働日の8割以上を出勤した隊員に対して以下の表に掲げる年次有給休暇を付与する。



勤続年数	6月	1年 6月	2年 6月	3年 6月	4年 6月	5年 6月	6年 6月以上
年次有給休暇日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- 2 年次有給休暇は、特別の理由がない限り少なくとも1週間前までに、所定の様式により各中隊長に届けなければならない。ただし、業務の都合によりやむを得ない場合は、指定した日を変更することがある。
- 3 急病等で当日やむを得ず年次有給休暇を取る場合は、必ず始業時刻の15分前までに各中隊長へ連絡をしなければならない。この場合、医師の診断書の提出を求めることがある。ただし度重なる場合は、この年次有給休暇の取得を認めないことがある。
- 4 第1項の出勤率の算定にあたっては、年次有給休暇および業務上の傷病による休業の期間は出勤したものとして取り扱う。
- 5 第2項の規定にかかわらず、隊員の過半数を代表する者との書面協定により、各隊員の有する年次有給休暇のうち5日を超える日数について、予め時季を指定して与えることがある。
- 6 年次有給休暇は次年度に限り繰り越すことができる。

#### 第15条（育児休暇）

育児休業は、隊員の子が1歳に達するまでの間に取得することができる。産後休業期間（出産日の翌日から8週間）は含まない。ただし、次のいずれかの事情がある場合には、1歳6か月まで取得できる。

- ① 保育所に入所を希望し、申込みをしているが、入所できない場合
- ② 子の養育を行っている配偶者が、やむを得ない事情で養育が困難となった場合
- ③ 配偶者と交替する形で育児休業を取得することができる。ただし、1人の子について1回限りしか育児休業を取得できない

育児休業の期間中には、勤務の実態に基づき給与は支給されないが、それを補うものとして育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金の支給を受けることができる。

#### 第16条（公民権行使の時間）

隊員が勤務時間中に選挙その他公民としての権利を行使するため、予め申し出た場合は、それに必要な時間を与える。ただし、その時間に対する賃金は支給しない。

#### 第17条（裁判員等のための休暇）

隊員が裁判員若しくは補充裁判員となった場合又は裁判員候補者となった場合には、次のとおり休暇を与える。

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| ① 裁判員又は補充裁判員となった場合 | 必要な日数 |
| ② 裁判員候補者となった場合     | 必要な時間 |

#### 第18条（欠勤および遅刻、早退）

欠勤および遅刻、早退するときは所定の様式により事前に各中隊長に届けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に届け出ることができないときは、電話等により連絡し、出勤した日に届け出なければならない。

### 第5章 服 務

#### 第19条（出退社）

隊員は出社および退社については以下の事項を守らなければならない。

- ① 始業時刻以前に出社し、就業に適する服装を整える等、始業時刻より直ちに職務に取りかかるるように準備しておくこと。
- ② 出退社の際は本人自らタイムカードを打刻すること。ただし、業務の都合で現場へ直行、または直帰する場合で各中隊長の許可を得たものについては、タイムカードの打刻をしなくても良いこととする。

- ③作業に必要でない危険物を所持しないこと。
- ④退社時は備品、書類等を整理格納すること。

## 第20条（服務心得）

隊員は服務にあたって、以下の事項を守らなければならない。

- ①隊員は隊の方針および自己の責務をよく認識し、その業務に参加する誇りを自覚し、会社および上長の指揮と計画の下に、全員よく協力、親和し、秩序よく業務の達成に努めなければならない。
- ②隊員は業務組織に定めた分担と隊の諸規則に従い、上長の指揮の下に、誠実、正確かつ迅速にその職務にあたらなければならない。
- ③服装などの身だしなみについては、常に清潔に保つことを基本とし、他人に不快感や違和感を与えるようなものとしてはならない。
- ④常に健康を維持できるよう、体の自己管理に気を配らなければならない。
- ⑤隊員が以下の行為をしようとするときは、予め上長の承認を得て行なわなければならない。
  - 1. 物品の購入をするとき（消耗品の購入は除く）。
  - 2. 販売物件および手数料の値引をするとき。
  - 3. 隊の重要書類またはこれに類する物品等を社外に持ち出すとき。
- ⑥隊員は下記の行為をしてはならない。
  - 1. 隊の命令および規則に違反し、また上長に反抗し、その業務上の指示および計画を無視すること。
  - 2. 職務の怠慢および職場の風紀、秩序を乱すこと。
  - 3. 取引先より金品の贈与を受けること、またそれを要求すること。
- ⑦隊員は隊の業務の方針および制度、その他隊の機密を外部の人に話し、書類を見せ、また雑談中当該内容を察知されないよう、注意せねばならない。
- ⑧隊員は隊の名誉を傷つけ、または隊に不利益を与えるような言動および行為は一切慎まなければならない。
- ⑨業務上の失敗、ミス、クレームは隠さず、ありのままに上司に報告しなければならない。
- ⑩隊員は職務上の地位を利用し私的取引をなし、金品の借入または手数料、リベートその他金品の收受もしくはゴルフの接待など私的利益を得てはならない。
- ⑪隊員は隊に許可なく他の会社に籍をおいたり、自ら事業を営んではならない。
- ⑫隊員は以下に該当する事項が生じたときは、速やかに隊へ届け出なければならない。
  - 1. 隊員が自己の行為により、隊の施設、器物、資材、商品等を損傷し、もしくは他人に損害を与えたとき。
  - 2. 隊の損失もしくは他者に損害を及ぼし、またはその虞があるのを知ったとき。
  - 3. 隊または隊員に災害の発生、またはその虞があるのを知ったとき。
  - 4. 隊の安全操業に支障をきたし、またはその虞があるとき。
- ⑬隊員は性的な言動により他の隊員に苦痛を与えること、また他の隊員に不利益を与えたり、就業環境を害してはならない。
- ⑭性的な言動により就業環境を害してはならない。
- ⑮インターネットにて業務に関係のないWEBサイトを閲覧してはならない。
- ⑯隊のメールにて私的な内容のメールのやりとりをしてはならない。
- ⑰業務中に私用の携帯電話を使用してはいけない。
- ⑱隊内で、明らかに一党一宗に偏した政治および宗教活動を行ってはいけない。

## 第21条（その他勤務にかかる注意事項）

- 1 遅刻・早退および私用外出、その他就業時間中職場を離れる場合は、予め各中隊長に届け出てその許可を受けなければならない。
- 2 病気その他の理由で欠勤する場合は、前日までに所定の様式にて、その理由と予定の日数を記入して各中隊長に届け出、その許可を得なければならない。

- 3 来訪者との私用面会は原則として、休憩時間中に定められた場所で行なわなければならない。
- 4 無断および無届欠勤に対する年次有給休暇の振替は認めない。

## 第6章 教育訓練

### 第22条（教育）

隊は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、隊員に対し、必要な教育訓練を行う。

2 隊員は、会社から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。

3 前項の指示は、教育訓練開始日の少なくとも5日前までに該当隊員に対し通知する。

## 第7章 表彰および制裁

### 第23条（表彰）

隊員が以下の各号の一に該当したときは、その都度審査のうえ表彰する。

- ①業務成績、優良で他の模範と認められるとき。
- ②業務に関して、有益な発明考案をしたとき。
- ③災害の防止または、非常の際、特に功労があったとき。
- ④前各号に準ずる程度の業務上の功績が認められるとき。

### 第24条（表彰の方法）

表彰は、以下の各号の1つまたは2つ以上を併せて行なう。

- ①表彰状の授与
- ②賞金または賞品の授与
- ③昇給または昇格

### 第25条（制裁）

隊は隊員の就業を保障し、業務遂行上の秩序を保持するため、就業規則の禁止・制限事項に抵触する隊員に対して、制裁を行なう。

### 第26条（制裁の種類、程度）

制裁の種類は次のとおりとする。

- ①訓 戒――文書により将来を戒める。
- ②減 給――1回の額が平均賃金の1日分の半額、総額が一賃金支払期における賃金総額の10分の1以内で減給する。
- ③出勤停止――7日以内の出勤停止を命じ、その期間の賃金は支払わない。
- ④諭旨退職――退職願を提出するよう勧告する。なお、勧告した日から3日以内にその提出がないときは懲戒解雇とする。
- ⑤懲戒解雇――予告期間を設けることなく、即時に解雇する。この場合、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは解雇予告手当を支給しない。

### 第27条（訓戒、減給および出勤停止）

以下の各号の一に該当する場合は、減給または出勤停止にする。ただし、情状によっては訓戒にとどめることがある。

- ①正当な理由なく欠勤、遅刻を重ねたとき。
- ②過失により災害または、営業上の事故を発生させ、隊に重大な損害を与えたとき。
- ③タイムカードの不正打刻をしたもしくは依頼した場合。

- ④第5章の服務心得等に違反した場合であつて、その事案が軽微なとき。
- ⑤その他前各号に準ずる程度の不都合な行為を行なつたとき。

#### 第28条（懲戒解雇）

以下の各号の一に該当する場合は懲戒解雇に処する。ただし情状によっては、諭旨退職、減給または出勤停止にとどめることがある。

- ①無断もしくは正当な理由なく欠勤が連続14日以上に及んだとき。
- ②出勤常ならず、改善の見込みのないとき。
- ③刑事事件で有罪の判決を受けたとき。
- ④重要な経歴をいつわり、採用されたとき。
- ⑤故意または重大な過失により、災害または営業上の事故を発生させ、隊に重大な損害を与えたとき。
- ⑥隊の許可を受けず、在籍のまま他の事業の経営に参加したりまたは労務に服し、若しくは事業を営むとき。
- ⑦職務上の地位を利用し、第三者から報酬を受け、若しくはもてなしをうける等、自己の利益を図つたとき。
- ⑧隊の許可なく業務上金品等の贈与を受けたとき。
- ⑨前条で定める処分を再三にわたって受け、なお改善の見込みがないとき。
- ⑩第5章の服務心得に違反した場合であつて、その事案が重大なとき。
- ⑪暴行、脅迫その他不法行為をして著しく隊員としての体面を汚したとき。
- ⑫正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかつたとき。
- ⑬私生活上の非違行為や隊に対する誹謗中傷等によって隊の名誉信用を傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があつたとき。
- ⑭隊の業務上重要な秘密を外部に漏洩して隊に損害を与え、または業務の正常な運営を阻害したとき。
- ⑮その他前各号に準ずる程度の不都合な行為のあつたとき。

#### 第29条（損害賠償）

隊員が違反行為等により隊に損害を与えた場合、隊は損害を現状に回復させるか、または回復に必要な費用の全部もしくは一部を賠償させることがある。なお、当該損害賠償の責任は、退職後も免れることはできない。

### 第8章 解雇及び退職

#### 第30条（解雇）

- 1 隊員は以下の事由により解雇されることがある。
  - ①身体、精神の障害により、業務に耐えられないとき。
  - ②勤務成績が不良で、就業に適さないと認められたとき。
  - ③隊内において、隊の許可を受けず演説、文書の配布掲示、その他これに類する行為をしたとき。
  - ④隊内において、明らかに一党一宗に偏した政治および宗教活動を行ったとき。
  - ⑤事業の縮小等、やむを得ない業務の都合により必要のあるとき。
  - ⑥事業の運営上、やむを得ない事情、または天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難になつたとき。
  - ⑦その他、第5章の服務心得等にしばしば違反し、改悛の情がないとき。
- 2 解雇するときには、30日前に予告する。予告しないときは平均賃金の30日分を支給して即時解雇する（平均賃金の30日分とは、過去3カ月の総支給額をその期間の暦日数で除したものを1日分としてその30日分をいう）。なお、予告日数は平均賃金を支払つた日数だけ短縮することができる。

- 3 第1項で定める事由により解雇される際に、当該隊員より証明書の請求があった場合は、解雇の理由を記載した解雇理由証明書を交付する。

#### 第31条（解雇制限）

隊員が業務上の傷病により療養のために休業する期間およびその後30日間は解雇しない。

#### 第32条（一般退職）

- 1 隊員が以下の各号の一に該当する場合には、当該事由の発生した日をもって退職とする。
  - ①死亡したとき。
  - ②期間を定めて雇用した者の雇用期間が満了したとき。
  - ③自己の都合により退職を申し出て隊の承認があったとき。
  - ④休職期間満了までに休職理由が消滅しないとき。
- 2 隊員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までに各中隊長に文書により退職の申し出をしなければならない。
- 3 退職する者は、退職日までに業務の引継その他指示されたことを終了し、貸与または保管されている金品を返納しなければならない。

#### 第33条（休職）

隊員が以下の各号の一に該当するときには休職を命ずることがある。

- ①業務外の傷病による欠勤が連続1ヶ月以上にわたったとき。
- ②家事の都合、その他やむを得ない事由により1ヶ月以上欠勤したとき。
- ③出向をしたとき。
- ④前各号のほか、特別の事情があって、隊が休職をさせることを必要と認めたとき。

#### 第34条（休職期間）

- 1 休職期間は次のとおりとする。
  - ①前条①の場合 3ヶ月  
ただし情状により期間を延長することがある。
  - ②前条②③④の場合 その必要な範囲で、隊の認める期間
- 2 休職期間中、賃金は支給しない。
- 3 休職中、一時出勤しても、1ヶ月以内に同じ理由で欠勤するようになったときは期間の中断は行なわない。
- 4 休職期間満了後においても休職事由が消滅しないときは、満了の日をもって自然退職とする。

#### 第35条（配置転換）

- 1 業務上必要がある場合には、隊員に従事する職務の変更を命ずることがある。
- 2 隊員は、正当な理由なく、これを拒むことはできない。

### 第9章 賃 金

#### 第36条（給与および賞与）

隊員に対する給与および賞与に関する事項は、賃金規程に定める。

### 第10章 災 害 補 償

#### 第37条（災害補償）

1. 隊員が業務上、負傷または疾病にかかったときは、労働基準法の規定に従って以下の補償をする。

①療養補償	必要な療養の費用
②障害補償	障害の程度で決定額
③休業補償	平均賃金の60%
④遺族補償	平均賃金の1000日分
⑤葬祭料	平均賃金の60日分

- 補償を受けるべき者が同一の事由について労働者災害補償保険法によって前項の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その給付の限度において前項の規定を適用しない。
- 隊員が業務外の傷病にかかった場合は、健康保険法により扶助を受けるものとする。

## 第11章 安全および衛生

### 第38条 (心得)

隊員は安全衛生に関する規定を守り、常に職場の整理整頓に努め、消防具、救急品の備付場所ならびにその使用方法を知得しておかなければならない。

### 第39条 (火災の措置)

火災その他の災害を発見し、またはその危険を予知したときは、直ちにこれを係員または適当な者に報告してその指揮に従って行動しなければならない。

### 第40条 (健康診断)

- 隊員には、毎年1回以上の健康診断を行なう。
- 隊員は、正当な理由なく、健康診断受診を拒否してはいけない。
- 健康診断の結果、特に必要のある場合は就業を一定の期間禁止し、または職場を配置替えすることがある。

## 付 則

この規則は平成23年 6月 1日から施行する。

山田町災害復興支援隊 週間予定表

平成24年 1 / 23 ~ 1 / 29 分まで

	23(月)	24(火)	25(水)	26(木)	27(金)	28(土)	29(日)
管理小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>来客対応・電話対応</li> <li>一般事務</li> <li>会議PM1:00~(毎週月曜日)</li> </ul>						
災害特務小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>海中瓦礫撤去(山田港境田)</li> <li>訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海中瓦礫撤去(山田港境田)</li> <li>訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海中瓦礫撤去(宮城県岩沼市)田)</li> <li>訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海中瓦礫撤去(山田港境田)</li> <li>訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海中瓦礫撤去(山田港境田)</li> <li>訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海中瓦礫撤去(山田港境田)</li> <li>訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海中瓦礫撤去(山田港境田)</li> <li>訓練</li> </ul>
情報班			<ul style="list-style-type: none"> <li>支障物資(みかん)配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞やインターネットからの情報収集</li> </ul>			
観光復興第1・2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>山田町釣場MAP作成調査(男)</li> <li>アンケート集計(女)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役場依頼のアンケート仮設へ配布(2000戸)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート集計(女)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>新春もちつき大会への手伝い(1日4ヶ所)</li> </ul>	
車両小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>御蔵の湯・風呂椅子の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大浦、船越、田の浜方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大浦、船越、田の浜方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>織笠、轟木、猿神方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両整備</li> <li>他、雑用</li> </ul>
施設小隊			<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材在庫管理票の作成</li> <li>アリーナの床、シートのはりかえ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御蔵の湯・被災者支援の洗濯の手伝い</li> <li>物資センター・物置組立の手伝い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>踏み台作成(4台)</li> </ul>		
被災者支援第1小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>御蔵の湯営業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6:00~10:00 館内清掃</li> <li>8:00すぎ 前日出勤者 出勤時間報告</li> <li>10:00~ 営業開始</li> <li>13:30~ 運番出勤</li> <li>22:30 業務終了</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>水温チェック 9時~開始、10時から22時まで15分おき</li> <li>トイレチェック 11時~開始、1時間おき</li> <li>館内清掃 随時</li> <li>トイレ清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入場者 人数チェック</li> </ul>		
被災者支援第2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>新春もちつき大会計画書作成</li> <li>(28日開催の各仮設住宅)</li> <li>(29日開催の各仮設住宅)</li> <li>※各仮設は別紙参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新春もちつき大会計画書作成</li> <li>(28日開催の各仮設住宅)</li> <li>(29日開催の各仮設住宅)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新春もちつき大会仮設住宅の各仮設住宅)</li> <li>(28日開催の各仮設住宅)</li> <li>(29日開催の各仮設住宅)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新春もちつき大会仮設住宅の各仮設住宅)</li> <li>(28日開催の各仮設住宅)</li> <li>(29日開催の各仮設住宅)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新春もちつき大会仮設住宅の各仮設住宅)</li> <li>(28日開催の各仮設住宅)</li> <li>(29日開催の各仮設住宅)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新春もちつき大会仮設住宅の各仮設住宅)</li> <li>(28日開催の各仮設住宅)</li> <li>(29日開催の各仮設住宅)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新春もちつき大会 午前10:00~</li> <li>28日分の買い出し、仕込み、備品の準備</li> </ul>
防犯パトロール第1・2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅巡回パトロール</li> <li>小・中・高 通学路パトロール</li> <li>夜間巡回パトロール</li> <li>御蔵の湯駐車場誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅巡回パトロール 8:30~16:00</li> <li>小・中・高 通学路パトロール 16:00~19:00</li> <li>夜間巡回パトロール 16:30~24:00</li> <li>御蔵の湯 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請時、瓦礫引き上げ作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常業務</li> <li>仮設住宅巡回パトロール 8:30~16:00</li> <li>御蔵の湯駐車場誘導 9:30~16:30</li> <li>夜間巡回パトロール 16:30~24:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常業務</li> <li>仮設住宅巡回パトロール 8:30~16:00</li> <li>御蔵の湯駐車場誘導 9:30~16:30</li> <li>夜間巡回パトロール 16:30~24:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常業務</li> <li>仮設住宅巡回パトロール 8:30~16:00</li> <li>御蔵の湯駐車場誘導 9:30~16:30</li> <li>夜間巡回パトロール 16:30~24:00</li> </ul>
備蓄センター小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>みかん配布延長期間(みなし仮設住宅の方)</li> <li>通常業務(物資整理・管理)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設へのポスタリング(復興推進課依頼)</li> <li>小中学校へみかん配布(袋詰め)</li> </ul>					

山田町災害復興支援隊 週間予定表

平成24年 1/30 ~ 2/5 分まで

	30(月)	31(火)	1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)
管理小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>来客対応・電話対応</li> <li>一般事務</li> <li>会議PM1:00~(毎週月曜日)</li> <li>MFA訓練</li> </ul>						
災害特務小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚港瓦礫撤去(山田港)</li> <li>海上バトロール訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚港瓦礫撤去(船越港)</li> <li>海上バトロール訓練</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>応急救護トレーニング</li> <li>ンディアック点検</li> <li>訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急救護トレーニング</li> <li>機材点検</li> <li>訓練</li> </ul>
情報班				<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞やインターネットからの情報収集</li> </ul>			
観光復興第1・2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>MFA訓練</li> <li>非常災害被害調査ハンズオン配布</li> <li>釣り場マップ調査・作成</li> <li>大島工事用船舶、改修</li> <li>パワーストーンのポスター、チラシスケジュールの作成</li> <li>車両貸へ送迎バス補助</li> <li>MFA訓練</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーストーン講習会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山田八幡宮へ節分用餅付手伝い</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーストーン講習会のチラシ(区長配布)</li> </ul>
車両小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>大浦、船越、田の浜方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> <li>MFA訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>織笠、藤木、猿神方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大浦、船越、田の浜方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>織笠、藤木、猿神方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両整備</li> <li>他、雑用</li> </ul>
施設小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>MFA訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御蔵山待機 9:30~11:30 12:30~16:30 (11:30~12:30は、お昼休憩の為交代)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被褥材在庫管理票の作成</li> <li>御蔵の湯・被災者支援の洗濯の手伝い</li> <li>アリーナの床・シートのはりかえ</li> <li>物資センター・物置組立の手伝い</li> </ul>				
被災者支援第1小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>御蔵の湯営業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6:00~10:00 朝礼・館内清掃</li> <li>8:00すぎ 前日出動者・出勤時間報告</li> <li>10:00~ 営業開始</li> <li>13:30~ 遅番出勤</li> <li>22:30 業務終了(かたづけ・掃除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水温チェック 9時~開始 10時から22時まで30分おき</li> <li>トイレチェック 11時~開始、1時間おき</li> <li>館内清掃 随時</li> <li>トイレ清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水温チェック 9時~開始 10時から22時まで30分おき</li> <li>トイレチェック 11時~開始、1時間おき</li> <li>館内清掃 随時</li> <li>トイレ清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水温チェック 9時~開始 10時から22時まで30分おき</li> <li>トイレチェック 11時~開始、1時間おき</li> <li>館内清掃 随時</li> <li>トイレ清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水温チェック 9時~開始 10時から22時まで30分おき</li> <li>トイレチェック 11時~開始、1時間おき</li> <li>館内清掃 随時</li> <li>トイレ清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入場者 人数チェック (1時間ごと)</li> </ul>
被災者支援第2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>MFA訓練</li> <li>ふれあいガーデンのポスター(4・5日開催の各仮設住宅)</li> <li>御蔵の湯タオル洗濯</li> <li>通常業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊、2月1日分の買い出し、仕込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊、(14:00~)</li> <li>2月2日分の買い出し、仕込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊、(14:00~)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊、2月4日分の買い出し、仕込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊、ふれあいガーデン</li> <li>2月5日分の買い出し、仕込み</li> </ul>	
防犯バトロール第1・2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>MFA訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅巡回バトロール 8:30~16:00</li> <li>小・中・高、通学路バトロール 16:00~19:00</li> <li>夜間巡回バトロール 16:30~24:00</li> <li>御蔵の湯駐車場設置 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅巡回バトロール 8:30~16:00</li> <li>小・中・高、通学路バトロール 16:00~19:00</li> <li>夜間巡回バトロール 16:30~24:00</li> <li>御蔵の湯駐車場設置 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅巡回バトロール 8:30~16:00</li> <li>小・中・高、通学路バトロール 16:00~19:00</li> <li>夜間巡回バトロール 16:30~24:00</li> <li>御蔵の湯駐車場設置 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅巡回バトロール 8:30~16:00</li> <li>小・中・高、通学路バトロール 16:00~19:00</li> <li>夜間巡回バトロール 16:30~24:00</li> <li>御蔵の湯駐車場設置 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅巡回バトロール 8:30~16:00</li> <li>小・中・高、通学路バトロール 16:00~19:00</li> <li>夜間巡回バトロール 16:30~24:00</li> <li>御蔵の湯駐車場設置 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅巡回バトロール 8:30~16:00</li> <li>小・中・高、通学路バトロール 16:00~19:00</li> <li>夜間巡回バトロール 16:30~24:00</li> <li>御蔵の湯駐車場設置 9:30~16:30</li> </ul>
備蓄センター小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>MFA訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資の在庫チェックと管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資の在庫チェックと管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資の在庫チェックと管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資の在庫チェックと管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資の在庫チェックと管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資の在庫チェックと管理</li> </ul>



# 山田町災害復興支援隊 週間予定表

平成24年 2/ 6 ~ 2/ 12 分まで

	6(月)	7(火)	8(水)	9(木)	10(金)	11(土)	12(日)
管理小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>求愛対応・電話対応</li> <li>一般事務</li> <li>会議PM1:00~(毎週月曜日)</li> </ul>		パソコン講習(3名)				
災害特務小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港瓦礫撤去(山田港、大沢港)</li> <li>海上パトロール</li> <li>訓練</li> </ul>	MFA講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港瓦礫撤去(大沢港)</li> <li>海上パトロール</li> <li>訓練</li> <li>MFA講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港瓦礫撤去(未定)</li> <li>海上パトロール</li> <li>訓練</li> <li>MFA講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急救護トレーニング</li> <li>ソフティアック点検</li> <li>訓練</li> </ul>		
情報班				新聞やインターネットからの情報収集			
観光復興第1・2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーストーンのチラシ作成及び各仮設住宅全戸へのポスティング作業、講習会</li> <li>大島工事用作業船補修</li> <li>仮設用物置小屋組立設置</li> </ul>		パソコン講習(16名)	MFA講習			
草刈小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎</li> <li>9:30~16:30</li> <li>MFA講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎</li> <li>9:30~16:30</li> <li>MFA講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大浦、船越、田の浜方面御蔵の湯、巡回送迎</li> <li>9:30~16:30</li> <li>MFA講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎</li> <li>9:30~16:30</li> <li>MFA講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>綿笠、轟木、猿神方面御蔵の湯、巡回送迎</li> <li>9:30~16:30</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>車両整備</li> <li>他 雑用</li> </ul>
施設小隊	MFA訓練	MFA講習	パソコン講習(6名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>御蔵の湯洗濯手伝い・仮設倉庫組立の手伝い(46ヶ所)</li> <li>トイレチェアック 11時~開始、1時間おき</li> <li>食堂の衛生管理のため清掃、消毒、アリーナ内の清掃、消毒</li> <li>MFA講習(10日)</li> </ul>			
被災者支援第1小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>6:00~10:00 朝礼・館内清掃</li> <li>8:00すぎ 前日出勤者・出勤時間報告</li> <li>10:00~ 営業開始</li> <li>13:30~ 退業開始</li> <li>22:30 業務終了(かたづけ・掃除)</li> </ul>		アリーナ内 床のシート貼り				
被災者支援第2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊、2/7日分の買い出し、仕込み</li> <li>御蔵の湯タオル洗濯</li> <li>通常業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊、12:00~町民グラウンド仮設(談話室)2/8日分の買い出し、仕込み</li> <li>MFA講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊、14:00~(多目的広場、芝生広場、湯の床、旧たづの木荘)を仮設</li> <li>2/9日分の買い出し、仕込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊、12:00~青少年の寮前林間駐車場、旧平荘荘、やまびこ公園を仮設</li> <li>MFA講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊(ガーデン)、11:00~(浜川目コミュニティセンター、関口農業担い手センター)各仮設</li> <li>2/12日分の買い出し、仕込み</li> </ul>		
防犯パトロール第1・2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅巡回パトロール 8:30~15:00</li> <li>小中高通学路パトロール 15:00~18:00</li> <li>夜間巡回パトロール 16:00~24:00</li> <li>MFA講習</li> </ul>				MFA講習		<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設巡回パトロール 8:30~16:30</li> <li>夜間巡回パトロール 16:30~24:00</li> </ul>
備蓄センター小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設倉庫材料(46ヶ所分)搬入予定(9:00頃予定)</li> <li>仮設住宅に配布したアンケート回収</li> </ul>		パソコン講習(8名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設倉庫組立及び設置作業</li> </ul>			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄センター内、物資の整理、仕分け作業</li> </ul>			

田町災害復興支援隊 週間予定

平成24年 2/13~2/19 分まで

	13(月)	14(火)	15(水)	16(木)	17(金)	18(土)	19(日)	
管理小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>来客対応・電話対応</li> <li>一般事務</li> <li>会議PM1:00~ (毎週月曜日)</li> </ul>		パソコン講習(3名)					
災害時務小隊			<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港内瓦礫撤去(未定)</li> <li>海上パトロール</li> <li>訓練</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>応急救護訓練</li> <li>ソディアイツク点検</li> <li>訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機材点検</li> <li>車両点検、洗車 (ハイエース・ゼトロス)</li> <li>訓練</li> </ul>	
情報班				新聞やインターネットからの情報収集				
燈光復興第1・2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅倉庫組立設置</li> <li>大島工事用作業船補修</li> <li>新聞作成会議</li> <li>降雪時各仮設 除雪作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーポイント講習会 (浦の浜仮設住宅)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーポイント講習会 (大浦小学校、大浦漁村センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーポイント講習会 (希望ヶ丘仮設住宅)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーポイント講習会 (猿神仮設住宅)</li> </ul>			
車両小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>大浦、船越、田の浜方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>綿笠、轟木、猿神方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大浦、船越、田の浜方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>綿笠、轟木、猿神方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両整備</li> <li>他 雑用</li> </ul>	
施設小隊								
被災者支援第1小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>御蔵の湯営業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6:00~10:00 朝礼・館内清掃</li> <li>10:00~ 営業開始</li> <li>13:30~ 運送出勤</li> <li>22:30~ 業務終了かたづけ・掃除</li> </ul>	パソコン講習(6名)					
被災者支援第2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 2/14分の買い出し、仕込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 14:00~ (希望ヶ丘団地、阿部末コンクリ、猿神農業担い手センターJ、栗神バス(停村建)各仮設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 14:00~ (希望ヶ丘団地、阿部末コンクリ、栗神バス(停村建)各仮設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 14:00~ (山田郵便局舎、赤松団地、山長野団地、わんぱく公園、山田南小学校)各仮設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 2/18分の買い出し、仕込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 (ガーンデン) 11:00~ (山田下水道処理場予定地、県立山田病院付近)各仮設</li> <li>2/19分の買い出し、仕込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 (ガーンデン) 11:00~ (上徳漁具店付近、関谷集樹園、県北ハズ北浜口付近)各仮設</li> </ul>	
防犯パトロール第1・2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>御蔵の湯(車両誘導) 工事・駐車(9:00~16:00)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅巡回パトロール8:30~15:00</li> <li>夜間巡回パトロール16:00~24:00</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅巡回パトロール8:30~16:30</li> <li>夜間巡回パトロール16:30~24:00</li> </ul>		
備蓄センター小隊				延長有り				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>物資の整理、片付け (大沢・旧山田高校)</li> </ul>				

山田町災害復興支援隊 週間予定表

平成24年 2/20 ~ 2/26 分まで

	20(月)	21(火)	22(水)	23(木)	24(金)	25(土)	26(日)	
管理小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来室対応・電話対応</li> <li>・一般事務</li> <li>・会議PM1 00~(毎週月曜日)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン講習(3名)</li> </ul>					
災害特務小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船上パトロール</li> <li>・トレーニング など</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾディアック点検</li> <li>・応急教護トレーニング</li> <li>・トレーニング など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機材点検</li> <li>・応急教護トレーニング</li> <li>・トレーニング など</li> </ul>	
情報班				<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞やインターネットからの情報収集</li> </ul>				
観光復興第1・2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン講習</li> <li>10:00~(旧長崎町、山田町、希望ヶ丘)仮設住宅</li> <li>・大島工事業用作業船補修</li> <li>・新聞作成会議</li> <li>・監査時各仮設、除雪作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン講習</li> <li>10:00~(旧長崎町、町民会館)仮設住宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン講習</li> <li>10:00~ 14:00~町民グラウンド仮設住宅</li> <li>・チラシ作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン講習</li> <li>10:00~ 旧長野団地</li> <li>14:00~ 豊崎4丁目、長崎2丁目、わんぱく公園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン講習</li> <li>9:20~11:50</li> <li>・下水道処理予定地(間木戸)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン講習</li> <li>10:00~</li> <li>・南小学校、ちびっこ公園</li> </ul>		
車両小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大浦、船越、田の浜方面御蔵の湯、巡回送迎</li> <li>9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊間根、関口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎</li> <li>9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・織笠、轟木、猿神方面御蔵の湯、巡回送迎</li> <li>9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大浦、船越、田の浜方面御蔵の湯、巡回送迎</li> <li>9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊間根、関口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎</li> <li>9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・織笠、轟木、猿神方面御蔵の湯、巡回送迎</li> <li>9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両整備</li> <li>・他 雑用</li> </ul>	
施設小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材の管理、点検、整理</li> <li>・アリーナ内外の整理整頓、清掃</li> <li>・パレットを利用して資機材入れ等を作る</li> <li>・アリーナ外露天風呂回り点検、温度チェック</li> <li>・御蔵の湯・おかず隊の洗濯手伝い</li> </ul>							
被災者支援第1小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御蔵の湯営業</li> <li>6:00~10:00 朝礼・館内清掃</li> <li>10:00~ 営業開始</li> <li>13:30~ 運営出動</li> <li>22:30~ 業務終了(かたづけ・掃除)</li> </ul>							
被災者支援第2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋台村トイレ掃除</li> <li>おかず隊 13:30~(旧長崎町、町民会館、ちびっこ公園)各仮設</li> <li>おかず隊 14:00~(豊崎4丁目、豊崎4丁目、豊崎4丁目、豊崎4丁目)各仮設</li> <li>おかず隊 15:00~(山崎コミュニティセンター)仮設</li> <li>・2月22日分の仕込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 12:00~(国谷集落、東北バス北口付近、上徳漁具店付近)各仮設</li> <li>おかず隊 13:30~(平安荘跡地、関口児童館跡地)各仮設</li> <li>・2月23日分仕込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 14:00~(山田下水道処理場予定地、豊崎山田集落村近)各仮設</li> <li>・2月25日、26日分のボスティング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 14:00~(山田下水道処理場予定地、豊崎山田集落村近)各仮設</li> <li>・2月25日、26日分のボスティング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 14:00~(山田下水道処理場予定地、豊崎山田集落村近)各仮設</li> <li>・2月25日、26日分のボスティング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 14:00~(山田下水道処理場予定地、豊崎山田集落村近)各仮設</li> <li>・2月25日、26日分のボスティング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 14:00~(山田下水道処理場予定地、豊崎山田集落村近)各仮設</li> <li>・2月25日、26日分のボスティング</li> </ul>	
防犯パトロール第1・2小隊						<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常勤務</li> <li>[仮設住宅巡回パトロール 8:30~15:00]</li> <li>[小、中、高通常巡回パトロール 15:00~18:00]</li> <li>[夜間巡回パトロール 16:00~24:00]</li> </ul>		
備蓄センター小隊						<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の整理(在庫チェック)及び片付け作業(大沢と旧山本センター)(仮設センター) ←</li> <li>・パソコン講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16支隊米(5kg×2000個) ←</li> <li>・7/7以降(保育所、介護施設等) ←</li> <li>・搬送予定</li> </ul>	

山田町災害復興支援隊 週間予定表

平成24年 2/27 ~ 3/4 分まで

	27(月)	28(火)	29(水)	1(木)	2(金)	3(土)	4(日)	
管理小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>来客対応・電話対応</li> <li>一般事務</li> <li>会議PM1:00~(毎週月曜日)</li> </ul>		パソコン講習(3名)					
災害特務小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練</li> <li>北海道潜水研修</li> </ul>		海上パトロール			ソテアック給油、点検	一斉捜索の段取り、準備	
情報班	新聞やインターネットからの情報収集							
観光復興第1・2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>2/24~北海道視察研修(佐藤水産、富良野、知床)</li> <li>札幌パンフレット各版設配布</li> <li>パワーストーン講習 10:00~ 山田病院裏仮設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーストーン講習 10:00~ 東北バス北浜口付近</li> <li>御蔵山特護 9:30~11:30 12:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーストーン講習 10:00~ 旧不動生コン第1仮設</li> <li>天候次第で大島WC撤去、船槽修</li> <li>パワーストーン講習 10:00~ 関谷早樹園仮設(関谷担い手の参加者は関谷果樹園仮設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーストーン講習 10:00~ 旧不動生コン第2仮設</li> <li>パワーストーン講習 10:00~</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーストーン講習 10:00~</li> <li>大沢小学校校庭仮設(大沢利水産倉庫付近仮設の参加)</li> </ul>			
車両小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>大浦、船越、田の浜方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>			車両整備 他 雑用
施設小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材の管理点検・整理庫の作成(B&amp;G管内の資機材、清掃用具の返却)</li> <li>アリーナ内外の清掃、ごみ処理、消耗品の点検、露天風呂回りの点検(温度チェック)</li> <li>パレットを再利用して資機材入れを作る。</li> <li>御蔵の湯、おかず隊の洗濯の手伝い。</li> <li>同時 御蔵の湯、アリーナ内外の設備の必要事項の点検、補充、修理等の作業。</li> <li>御蔵の湯営業</li> </ul>							
被災者支援第1小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>6:00~10:00 朝礼・館内清掃</li> <li>10:00~ 営業開始</li> <li>13:30~ 運番出勤</li> <li>22:30~ 業務終了(かたづけ・掃除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝礼・館内清掃</li> <li>営業開始</li> <li>運番出勤</li> <li>業務終了(かたづけ・掃除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業時間 10:00~16:30迄</li> <li>水温チェック 9時~ 30分おき</li> <li>トイレチェック 11時~ 1時間おき</li> <li>入浴者、人数チェック 1時間ごと</li> <li>館内清掃、トイレ清掃、貯水量チェック 随時</li> </ul>					
被災者支援第2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 2月28日分の仕込み(味噌おでん)</li> <li>御蔵山タオル洗濯の手伝い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 14:00~ (大相水産倉庫付近、大沢小学校校庭、浜川日コミュニケーションセンター)</li> <li>2月29日分の仕込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 14:00~ (石時橋付近、農村婦人の家、陸中建設エピソード一階地、新田橋 豊間根橋付近) 各仮設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 3/5~9 まで一斉捜索 吹き出しのメンテナンス(作り)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 3月3日 ガーデンの仕込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊(ガーデン) 11:00~ (希望ヶ丘団地、旧タブの本荘、阿部生コン付近、山田高校付近) 各仮設</li> <li>3月4日分の仕込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊(ガーデン) 11:00~ (同上) 豊間根手センター・II 路上バス停付近、鏡堂小学校校庭) 各仮設</li> </ul>	
防犯パトロール第1・2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常勤務</li> <li>仮設住宅巡回パトロール 8:30~15:00</li> <li>小、中、高 通学路パトロール 15:00~19:00</li> <li>夜間巡回パトロール 16:00~24:00</li> </ul>							
備蓄センター小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援策、備蓄圃・灌漑施設へ配布予定</li> <li>倉庫内の整理と清掃</li> <li>在宅避難者へ衣類の配布予定</li> </ul>							
	パソコン講習							

山田町災害復興支援隊 週間予定表

平成24年 3/5 ~ 3/11 分まで

	5(月)	6(火)	7(水)	8(木)	9(金)	10(土)	11(日)
管理小隊	来客対応・電話対応 ・一般事務 ・会議PM11:00~ (毎週月曜日)		山田町行方不明者一斉捜索				
災害特務小隊			山田町行方不明者一斉捜索			・通常業務 訓練 海上パトロール	・通常業務 訓練 海上パトロール
情報班			山田町行方不明者一斉捜索				
朝光復興第1、2小隊			山田町行方不明者一斉捜索			・やまだ灯籠流し 灯籠組立	・東日本大震災一周年忌 合同慰霊祭 補助
車両小隊			山田町行方不明者一斉捜索			・機笠、藤木、猿神方面 御蔵の湯 巡回送迎 9:30~16:30	・車両整備 ・他 雑用
施設小隊	・真機材の点検と運搬等のチェック ・アリーナ内外の清掃、露天風呂の温度チェック ・パレットを再利用して資機材を作る		山田町行方不明者一斉捜索				
被災者支援第1小隊	・御蔵の湯営業 6:00~10:00 朝礼・館内清掃 10:00~ 営業開始 13:30~ 遅番出勤 22:30~ 業務終了(かたづけ・掃除)		山田町行方不明者一斉捜索				
被災者支援第2小隊			山田町行方不明者一斉捜索			・やまだ灯籠流し 炊き出し PM6:15~ 豚汁200食 カキ小屋駐車場にて	・3/13日の材料買い出し、 ボスティング (大浦小学校1、2、 大浦漁村センター)各仮設
防犯パトロール第1・2小隊			山田町行方不明者一斉捜索			・通常業務 仮設住宅パトロール 夜間パトロール	・通常業務 仮設住宅パトロール 夜間パトロール
備蓄センター小隊		在宅避難者衣類配布(3/31)	山田町行方不明者一斉捜索				

田町災害復興支援隊 週間予定

平成24年 3/12 ~ 3/18 分まで

	12(月)	13(火)	14(水)	15(木)	16(金)	17(土)	18(日)
管理小隊	来客対応・電話対応 一般事務 会議PM1:00~ (毎週月曜日)		パソコン講習(3名)				
災害特務小隊	TRR講習 海上パトロール 訓練等			海上パトロール 訓練等	ゾディアック点検 訓練等	機材点検 訓練等	
情報班				新聞やインターネットからの情報収集			
観光復興第1・2小隊	チラシ作成・ポスターデザイン 大島工事用船舶修繕作業 大島脱衣所等撤去作業 大島来客構想図製作作業 パワーストーン(体育館)	パワーストーン(石峰、新田橋) 御蔵山特撮 9:30~11:30	パワーストーン(浜川目、体育館) 豊間根、間口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30	パワーストーン(豊間根、間口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30)	復興山田がんぱつべし祭りでの車両誘導、整備等於 町内各地		
車両小隊	大浦、船越、田の浜方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30	豊間根、間口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30	豊間根、間口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30	大浦、船越、田の浜方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30	豊間根、間口、大沢方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30	織笠、轟木、猿神方面御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30	車両整備 他 雑用
施設小隊	ケビン10号、12号棟の片付け清掃 御蔵山駐車場(お風呂の駐車場)配置 資機材整理			アリーナ内外の設備に関する点検 お風呂、おかず隊の洗濯の手伝い 提案で捨棄したトロフィー等の洗浄・手入れ 露天風呂の温度と周囲の点検			
被災者支援第1小隊	御蔵の湯営業 6:00~10:00 10:00~ 13:30~ 22:30~	朝礼・館内清掃 営業開始 運搬出動 業務終了(かたづけ・掃除)		豊合村・イレ掃除 水通チエック 9時~ トイレチエック 11時~ 1時間おき 入場者、人数チエック 1時間ごと ガスメーターチエック 6時 館内清掃、トイレ清掃、貯水量チエック 随時			
被災者支援第2小隊	おかず隊 3月13日分の準備 (ふるさとセンター) 御蔵山の洗濯 通常勤務	おかず隊、14:00~ (旧不動生コン付近I、II、間口農業担い手センター)各仮設 3月14日分の準備	おかず隊、14:00~ (旧不動生コン付近I、II、間口農業担い手センター)各仮設 3月15日分の準備	おかず隊、12:00~ (町民グラウンド)各仮設 ボスティング	おかず隊(ガーン) 11:00~ (多目的広場、芝生広場、青少年の家)各仮設 3月18日分の準備	おかず隊(ガーン) 11:00~ (猿神農業担い手センター、I、II、猿神バス停付近、織笠小学校校庭)各仮設	
防犯パトロール第1・2小隊		仮設住宅巡回パトロール 小、中、高 通常巡回パトロール 夜間巡回パトロール				山田がんぱつべし祭りイベントに伴う 駐車場誘導、案内、警備	
備蓄センター小隊		在宅避難者へ衣類の配布(山田地区の方 3/31まで)	フォークリア納入予定				



山田町災害復興支援隊 週間予定表

平成24年 3/26 ~ 4/1分まで

	26(月)	27(火)	28(水)	29(木)	30(金)	31(土)	1(日)	
管理小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>来客対応・電話対応</li> <li>一般事務</li> <li>会議PM1:00~ (毎週月曜日)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>パソコン講習(3名)</li> </ul>					
災害特務小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜水、ロープワーク等訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜水研修(北海道)6名</li> </ul>					(予定:4/5まで)	
情報班			<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞やインターネットからの情報収集</li> </ul>					
観光復興第1・2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>大島整備作業及び作業用船舶修理</li> <li>積雪の場合は除雪作業</li> <li>パワーポイントのチラシ作成及び各仮設へのポスタリング</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーポイント講習会 (漁村センター)</li> </ul>					
車両小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>大浦、船越、田の浜方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>織笠、轟木、猿神方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大浦、船越、田の浜方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊間根、関口、大沢方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>織笠、轟木、猿神方面 御蔵の湯、巡回送迎 9:30~16:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両整備</li> <li>他 雑用</li> </ul>	
施設小隊			<ul style="list-style-type: none"> <li>ガスメーターの検針</li> <li>施設内外の掃除・整理</li> <li>御蔵の湯の洗濯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興支援隊の看板取付、完成の準備</li> <li>物質センター便器蓋の取付、2ヶ所</li> <li>各小隊のプレートの取付準備</li> </ul>				
被災者支援第1小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>6:00~10:00 朝礼・館内清掃</li> <li>10:00~ 営業開始</li> <li>13:30~ 運番出勤</li> <li>22:30~ 業務終了(かたづけ・掃除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝礼・館内清掃</li> <li>営業開始</li> <li>運番出勤</li> <li>業務終了(かたづけ・掃除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊台村トイレ掃除</li> <li>水温チェック 9時~</li> <li>トイレチェック 11時~</li> <li>入浴者、人数チェック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>13:40~ 30分おき 1時間おき</li> <li>1時間ごと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗面器交換、盛り</li> <li>ガスメーターチェック</li> <li>館内清掃、トイレ清掃、貯水タンクチェック 随時</li> </ul>			
被災者支援第2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>食卓班(昼食の仕込み、提供、洗い)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊(切干大根)14:00~ (長崎4丁目商工会付近、ちびっこ公園、旧長崎長崎園地、町民公園)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊(切干大根)14:00~ (大和米産地厚野付近、大沢小学校校庭、浜川目コミュニティセンター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊(切干大根)14:00~ (関谷栗園、平安荘跡地、県北バス北口付近、関口児童館 園隣、上徳漁具店付近)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊(切干大根)14:00~ (山田下水処理場予定地、県立山田病院付近、山谷コミュニティ付近)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 新メニューの試作</li> <li>おしるこ</li> <li>鶏肉と大根の煮物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 新メニューの試作</li> <li>おしるこ</li> <li>鶏肉と大根の煮物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかず隊 新メニューの試作</li> <li>おしるこ</li> <li>鶏肉と大根の煮物</li> </ul>
防犯パトロール第1・2小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>各仮設住宅巡回パトロール</li> <li>夜間仮設住宅巡回パトロール</li> </ul>							
備蓄センター小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅避難者へ衣類配布及び、配布(3/31迄)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>パソコン講習</li> </ul>					